

取組状況

〇概ね5年で実施する取組内容

さいたま県土

項目	取組の柱 実施する施策 具体的取組	課題	目標時期	取組機関	さいたま市	川口市	蕨市	戸田市
■ソフト対策の主な取組								
③川沿いの防災・避難のための取組								
(1)	洪水時における河川管理者からの情報提供	E, G	H30出水期	県・市町村	平成30年6月より運用を開始	平成30年6月より運用を開始	平成30年6月より運用を開始	平成30年6月より運用を開始
(2)	避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認(水害対応タイムライン)							
1	県管理河川を対象としたホットラインの構築	E, G	H30出水期	県・市町村	平成30年6月より運用を開始	平成30年6月より運用を開始	平成30年6月より運用を開始	平成30年6月より運用を開始
2	水害対応タイムラインの作成	H, J, K, P	H33R3年度	県・市町村・気象台	国管理河川について作成済みである。県管理河川の洪水干渉河川については、水害対応タイムラインを作成中。水位照知河川については、平成31年度末までに作成する予定である。ただし、想定最大規模降雨による浸水想定区域図が作成された場合にはタイムラインの内容の修正を行う必要がある。	国管理河川については試行版を作成し運用を開始している。県管理河川については、作成中である。	国管理河川(荒川)については試行版を運用中。臨時タイムラインの検証、改善を行う。県管理河川については作成中。	荒川氾濫に関するタイムラインは作成済み。県管理河川については、作成中。(平成30年度)
3	水害対応タイムラインを活用して洪水対応訓練を実施	K, AE	毎年	協議会全体	必要に応じて検討する。	タイムラインを活用した訓練の実施を検討する。	タイムラインを活用した訓練の実施を検討する。	タイムライン作成後に検討していく。
4	避難勧告の発令基準やタイムラインの見直しを実施	J, K, O, P	必要に応じて	県・市町村・気象台	避難勧告発令マニュアルを作成済み。県管理河川についても今後設定水位の変更等にあわせて見直しが必要あり。	「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成、運用中であり、必要に応じて見直しを検討する。	避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)の発令基準を定めたマニュアルを作成しており、必要に応じて見直しを実施する。	地域防災計画で避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示の発令基準を記載している。今後も、必要に応じて見直しを行う。
(3)	水害危険性の周知促進							
5	水位周知河川の拡大	I	H33R3年度	県				
6	簡易な方法も活用した浸水想定及び河川水位等の情報提供	D, I	H33R3年度	県				
(4)	情報伝達方法の改善等							
7	洪水情報のアラートを活用した提供、プッシュ型配信の実施	N, X, Y, AA	H33R3年度	県				
8	気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善	L, M, O	引続き実施	気象台				
9	住民等への情報伝達方法の改善	N, X, Y, Z, AB, AD	引続き実施	市町村	災害時にはメール配信、市HPなどの多様なツールを用いて住民への情報伝達を行っている。	防災行政無線、広報車、市公式サイトメール配信サービス、緊急連絡メール、アラート、報道機関の協力を得て情報伝達体制を構築している。 ・対象地域の町会・自治会長に連絡するなど、関係地域内の全ての人に伝達できるよう計画している。 ・自主防災組織の地域コミュニティとの協力・連携により、避難行動要支援者をはじめ住民への周知漏れを防ぐようしている。	避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)の発令基準を定めたマニュアルを作成しており、必要に応じて見直しを実施する。	防災行政無線、広報車、市HP、緊急連絡メール、登録メール、SNS、スマートフォンアプリ(logo)及び、Yahoo!防災速報)・アラート等により情報伝達を行っている。また、平成30年度から新たに消防行政無線の放送内容を受信する防災ラジオの販売を開始する。今後も情報伝達手段の充実を図っていく。
(5)	近接市町村における避難場所の設定(広域避難体制の構築)等							
10	現状の避難場所・避難経路・避難誘導体制の再確認と改善	T, U, V, AD	引続き実施	市町村	必要に応じて検討する。	・指定緊急避難所や緊急避難所は、主に市内小・中・高等学校等を指定している。	緊急避難場所や指定避難所は、主に小中学校や公民館を指定している。	指定緊急避難場所として、市内の公共施設を指定している。また、地域の町会が身近なマンションや事業所を緊急一時避難場所として指定している他、浸水が発生しやすい道路を避けて、マップにしている。今後も必要に応じて見直しを行う。
11	当該市町村内の避難場所だけでは避難者を受けきれない場合は、近接市町村における避難場所の設定や連絡体制等について検討	Q, R, S, V, W, AF	必要に応じて	関東地整・県・市町村	必要に応じて検討する。	隣接する近隣市と避難場所の相互利用に関する協定を締結している。	近隣市と災害時相互応援協定を結んでいる。	災害時相互応援協定により、近隣市の避難場所を利用可能。今後、具体的な運用について、検討していく。
12	必要となる避難場所、避難経路等の整備にあたり、河川工事等の発土土砂を有効活用するなど、連携による効率的な整備を実施	Q, R	必要に応じて	関東地整・県・市町村・水資源機構	必要に応じて検討する。	必要に応じて検討する。	必要に応じて、河川管理者と連携した効率的な避難場所の整備を検討する。	建設工事における発生土土砂等の有効活用を検討していく。
(6)	要配慮者施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施							
13	国等が他のモデル施設で作成する避難確保計画に関する知見について共有	AG	H30年度	関東地整・県・市町村	関係部署に対して情報の共有を行っている。	担当部署において避難確保計画を作成するにあたり情報共有している。	モデル施設における避難確保計画に関する知見について、対象となる要配慮者利用施設と情報共有を図る。	市で独自に作成した避難確保計画のひな型を要配慮者利用施設に配布している。共有すべき情報については、適宜、要配慮者利用施設と情報共有を図っていく。【平成29年度】
14	対象となる全ての要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練の実施を目指す	AG	H33R3年度	県・市町村	対象となる要配慮者利用施設への計画の作成と避難訓練の実施を推進している。	担当部署からそれぞれの要配慮者施設に対して避難確保計画作成を指示しており、一部の施設では作成済みである。	福址担当と連携し、要配慮者利用施設における避難確保計画を作成する。	対象となる要配慮者利用施設のうち、約8割が避難確保計画を作成した。また、7月に実施した水害避難訓練に、会場近隣の要配慮者利用施設に周知し、参加してもらった。関係者と連携し、要配慮者利用施設における訓練の実施支援を検討していく。
(7)	想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図の作成と周知							
15	想定最大規模降雨による浸水想定区域図の作成・公表	A, V	H31R1年度	県				
16	地点別浸水シミュレーション検索システムへの登録	L, M, P	H31R1年度	県				
(8)	水害ハザードマップの改良、周知、活用							
17	水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する優良事例の共有	A, B	H33R3年度	市町村	住民へのHMの周知に関し、防災イベントの際などに配布している。	想定最大規模降雨によるハザードマップを平成30年1月に作成し、全戸配布をするともにHPで公開している。また、防災課、支所、公民館等に配布し提供しているほか、防災出前講座においても活用し周知を図っている。	住民への水害ハザードマップの周知に関し、市ホームページへの掲載及び改定の際に全戸配布を実施している。	戸田市ハザードマップを作成する際に、他自治体の事例を参考にしている。必要に応じて改善を図っていく。
18	想定最大規模降雨による浸水想定区域図が作成された場合には、速やかに水害ハザードマップを作成・公表	A	H33R3年度	市町村	国管理河川については、作成・公表済み。県管理河川については、浸水想定区域図が公表されたらハザードマップの内容を修正し、作成予定。	想定最大規模降雨によるハザードマップを平成30年1月に作成し、全戸配布をするともにHPで公開している。	・想定最大規模降雨を対象とした洪水ハザードマップを平成29年度末に作成し、公表している。【※国管理河川は浸水想定区域図の公表後に実施予定】 ・内水ハザードマップについては、計画規模降雨に対応したものを作成している。	計画規模降雨による浸水想定区域図を記載した戸田市ハザードマップを作成している。想定最大規模降雨による浸水想定区域図が作成された場合は、市民に対して周知を図っていく。
19	水害ハザードマップの国土交通省ハザードマップポータルサイトへの登録	A, B	引続き実施	市町村	国土交通省ハザードマップポータルサイトに水害ハザードマップを登録している。	国土交通省ハザードマップポータルサイトに、想定最大規模降雨に対応した水害ハザードマップを登録している。	国土交通省ハザードマップポータルサイトに、想定最大規模降雨に対応した水害ハザードマップ(県管理河川は計画規模)及び計画規模降雨に対応した内水ハザードマップを登録している。	国土交通省ハザードマップポータルサイトに、計画規模降雨に対応した水害ハザードマップを登録している。想定最大規模降雨による浸水想定区域図が作成された場合は、ポータルサイトへの登録を行う。
20	水害ハザードマップを活用した訓練の実施	B	引続き実施	市町村	ハザードマップを活用した訓練については、必要に応じて検討する。	総合防災訓練の事前訓練(住民対象)において、水害ハザードマップ等を活用し、DIG訓練を実施した。	防災講座で図上訓練を実施する際にハザードマップを活用している。	ハザードマップに掲載している水害に関する避難訓練を実施している。今年度、訓練について、内容の充実を図っていく。
(9)	浸水実績等の周知							
21	各機関が既に保有する浸水実績を共有し、市町村において速やかに住民等に周知	B, D	H30年度	県・市町村・水資源機構	市内の水害被害の履歴をとりまとめ市民に公表している。	把握している浸水実績を、防災課及び市HPにおいて公表している。	市の把握する水害履歴を窓口で公開している。	浸水実績を市ホームページ、戸田市ハザードマップ、市庁舎で公表している。
22	まるとまことハザードマップの整備・拡充	C	引続き実施	市町村	国管理河川においては実施しているが、県管理河川については、実施していない。必要に応じて検討する。	・浸水想定区域には、高圧に浸水被害及び避難場所及び経路などの表示看板を設置している。また、スマートフォンAR機能を活用し、現在地の浸水深や近隣の避難所の位置及び距離等を確認できる「川口市ハザードマップアプリ」を提供している。	必要に応じて実施を検討する。	荒川氾濫時の想定浸水率について、市内に看板を設置している。また、東電タウンプランニング㈱と協力を結ぶ。企業等に避難場所等を掲載している。県管理河川については、今後整備を検討していく。
(10)	防災教育の促進							
23	国の指針により作成した指導計画を、全ての学校に共有	B, F, X	H30年度	関東地整・県・市町村	今後、指導計画に関する情報提供を受けた際には、その情報を市立の小・中・高・特別支援・中等教育学校に周知する予定。	指導計画の情報提供があった場合には、教育部署を通じて情報共有を図る。	国の支援により作成した指導計画を、市町村内の全ての対象となる学校に情報共有する。	各小・中学校においては、安全教育の全体計画を作成し、避難訓練の実施など、計画的に安全教育を推進した。避難訓練の実施については、地震や竜巻など、様々な種類の災害を想定し、必要に応じて実施を検討する。
24	教職員を対象とした講習会の実施	B, F, X	H33R3年度	協議会全体	河川災害に限らず防災教育については、市立の小・中・特別支援・高等学校の安全教育主任を対象とした安全教育主任研修会に毎年1度グループ研修を行っている。	市総合防災訓練において、訓練実施会場となった学校の教職員に対して防災に関する講習を実施している。	平成30年度に、市内小中学校に配属となった新規採用の教職員を対象とした講習会を実施し、次年度以降も継続していく予定。	戸田市の安全教育委員会において、災害時における小・中学校合同避難訓練について、課題や成果について共通理解を深めるための研修会を実施した。平成30年度、国土交通省荒川川町事務所と連携し、荒川水域における水災について、戸田市安全教育委員会を中心に教員研修を実施。
25	出前講座等を活用した講習会の実施	B, F, X	引続き実施	協議会全体	出前講座などで防災情報の入手方法や洪水時の避難方法などについて住民への周知を実施している。	市内の各種団体、町会・自治会に対して防災出前講座を実施している。内容としては、「川口市防災ハンドブック」を活用し浸水・水害に対する自助対策について周知している。	出前講座などで防災情報の入手方法や洪水時の避難方法などについて住民への周知を実施している。	市内各町会とのワークショップや出前講座などで防災情報の入手方法や洪水時の避難方法などについて、住民への周知を実施している。今後も継続して出前講座等を実施していく。
(11)	危機管理型水位計、河川監視用カメラの整備							
26	危機管理型水位計の整備	O, AG	H33R3年度	県				
27	河川監視用カメラの拡充	O, AG	引続き実施	県				
■ハード対策の主な取組								
③浸水被害軽減のための取組								
(12)	水防団(消防団)への河川水位等に係る情報提供							
28	水防団(消防団)への河川水位等に係る確実な情報伝達手段の検討	AH	引続き実施	市町村	・水防警報等の河川水位に係る情報は、消防本部から水防団(消防団)へ連絡をしている。	水防団(消防団)への水防警報等の河川水位情報については、消防局において情報伝達手段を構築している。	水防警報等の河川水位に係る情報は、水防担当部署から消防本部へFAXで連絡することとしている。また、水防団へは、消防本部からメールを活用し、周知を図ることとしている。	水防警報等の河川水位情報について、消防関係への伝達手段を検討していく。
(13)	重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認							
29	重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認	AG	引続き実施	県・市町村	・毎年、国及び県が実施している重要水防箇所等の共同点検に参加している。 ・土のう、棒、シートなど水防活動に必要な資機材を水防倉庫に保管し、各所に設置している。	毎年、県が実施している重要水防箇所等の共同点検に参加している。	毎年、国が実施している重要水防箇所等の共同点検に参加している。	県が実施する重要水防箇所等の共同点検に、消防職員及び近隣自治会役員が参加した。
30	水防資機材等の配備・確認	AL	引続き実施	関東地整・県・市町村	・毎年、出水期前には水防倉庫及び資機材の点検を行っている。	・土のう、棒、シートなどを、市管理の水防倉庫に保管している。 ・不足資機材については、購入し補充を行う。	・土のう、棒、シートなどを水防倉庫に保管している。 ・不足資機材については、購入し補充を行う。	土庫、棒、シートなどの水防資機材を荒川左岸水害予防組合の水防倉庫に分散して保管している。内水用の排水ポンプを市庁舎に保管している。必要に応じて内容を拡充していく。
(14)	水防に関する広報の充実(水防確保に係る取組)							
31	水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画を促すための広報の充実	AI	引続き実施	市町村	・広報紙やホームページ等で広く水防団員(消防団員)の募集や自主防災組織、企業等の参画を促すため広報を充実させる。	消防団の募集については、消防局で実施している。	消防団の組織や活動内容についてホームページ等にて紹介し、常時員募集を行っている。	消防団(水防団)員募集のホームページを作成し、組織や活動内容などの紹介も含め、常時員を募集している。必要に応じて、内容を拡充していく。
(15)	水防訓練の充実							
32	多様な関係機関や住民等の参加による、実践的な水防訓練を実施	AJ, AN	H33R3年度	市町村	・毎年、水防管理団体、消防機関、が参加する水防訓練を実施している。	荒川左岸水害予防組合が実施する水防演習において、近隣の水防団(消防団)及び防災関係機関と連携し訓練を実施している。	荒川左岸水害予防組合が実施する水防訓練への参加	水防団(消防団)、建設業協会は、毎年、荒川左岸水害予防組合が実施する水防演習に参加している。必要に応じて、内容を拡充していく。
(16)	水防団間の連携、協力に関する検討							
33	大規模災害に対して広域的、効率的な水防活動が実施できるよう関係者の協力内容等について検討、調整	AG, AK, AL, AM, AN	H33R3年度	市町村	必要に応じて検討する。	近隣の水防団(消防団)と具体的な協力内容及び訓練について検討する。	荒川左岸水害予防組合を通じて、近隣の水防団(消防団)と具体的な協力内容について検討、訓練を実施する。	近隣の消防本部とは、協定に基づき、大規模災害の際など、相互支援することとしている。また、荒川左岸水害予防組合を通じて、近隣の水防団(消防団)と具体的な協力内容を検討していく。
(17)	市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報提供の充実							
34	浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討	AO, AP	H33R3年度	県・市町村	地域防災計画に基づき実施する。	・市庁舎及び災害拠点病院の施設管理者に対する洪水時の情報伝達体制・方法等の対応について、地域防災計画に基づき連携を図ることと定めている。	市庁舎施設管理部署及び災害拠点病院の施設管理者と洪水に係る情報について共有している。	洪水に係る情報について、市庁舎施設管理部署とは地域防災計画に基づき、本部体制の中で情報を共有する。
(18)	市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実							
35	浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有し、耐水化や非常用電源等の対策を施設管理者が実施できるよう調整	AO, AP, AQ, AR	H33R3年度	県・市町村	地域防災計画に基づき実施する。	・対象施設 川口市役所構内庁舎 非常用電源を浸水しない高さに設置している。	浸水時においても災害対応を継続するため、災害対策室を上階に置いている。市庁舎の建替予定があり、その際に非常用電源設備の耐水化について検討していく。	対象施設 戸田市役所庁舎 浸水想定区域(50cm未満)にあり、自家発電装置及び一定程度の燃料タンクを屋上に設置している。
③浸水被害軽減のための取組								
(19)	排水施設、排水資機材に関する情報の共有							
36	水害リスク情報の共有とともに、現状の施設・機材の情報を共有	AS	引続き実施	関東地整・県・市町村・水資源機構	・市内に排水ポンプ施設が74箇所ある。	市内に排水ポンプ施設が40箇所ある。	市内に排水ポンプ施設が3箇所ある。	市所管の排水ポンプ施設が13箇所ある。
(20)	浸水被害軽減地区の指定							
37	浸水エリアの拡大を抑制する効果があると認められる土地に係る情報(地形データや浸水シミュレーション結果)を水防管理者に提供	AT	必要に応じて	県				
38	複数の市町村に係る浸水被害軽減地区の指定については、水防管理者間で指定の予定や課題等を共有し、連携して指定に取り組む。	AT	必要に応じて	市町村	・必要に応じて、浸水被害軽減地区の指定に向けた検討を行っている。	・必要に応じて、隣接市町村と共同で浸水被害軽減地区の指定に向けた検討を行う。	必要に応じて、浸水被害軽減地区の指定に向けた検討を行う。	必要に応じて、隣接市と共同で浸水被害軽減地区の指定に向けた検討を行う。
■ハード対策の主な取組								
④河川管理施設の整備等に関する事項								
(21)	洪水氾濫を未然に防ぐ対策							
39	堤防等河川管理施設の整備	AU	引続き実施	県				
(22)	危機管理型ハード対策							
40	決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫	AV	引続き実施	県				
(23)	排水機場の耐水化の検討							
41	排水機場の耐水化の検討	AW	H33R3年度	県				

取組状況
○概ね5年で実施する取組内容

Table with columns: 項目, 課題, 目標時期, 取組機関, 朝霞市, 志木市, 和光市, 新座市. Rows include items like '内河川対策の取組', '水害発生時の避難', '防災教育の促進', '水防団の整備', '水防器材の整備', '水防活動の取組', 'ハード対策の取組'.

取組状況

〇概ね5年で実施する取組内容

川越県土

項目	実施する施策	具体的取組	課題	目標時期	取組機関	川越市	所沢市	狭山市	富士見市	ふじみ野市	三芳町																																			
■ソフト対策の主な取組	1) 洪水時の被害軽減のための取組	(1) 洪水時の被害軽減のための取組	1 洪水時の被害軽減のための取組	E, G	H30出水期	県・市町村	平成30年度より運用を開始	平成30年度より運用を開始	平成30年度より運用を開始	平成30年度より運用を開始	平成30年度より運用を開始	平成30年度より運用を開始																																		
							2 水害対応タイムラインの作成	H, J, K, P, 気象台	H30年度	県・市町村・気象台	新河津川及び六十川の水害対応タイムラインを作成済み。	風水害対応タイムラインを作成し、地域防災計画に規定した。	H28台風9年の教訓を踏まえ内部用の風水害対応タイムラインを作成	タイムラインを策定済み。【平成30年7月】	内水・高層ビル(新河津川等)・高層ビル(狭山・大間川)を一通り取組した。総合タイムラインを作成した。	今後タイムラインを作成する予定																														
							3 水害対応タイムラインを活用した洪水対応訓練の実施	K, AE	毎年	協議会全体	タイムラインに基づいた訓練について【平成31年度以降】	風水害対応タイムラインを活用した訓練の実施を検討する。	水害対応タイムラインを活用した訓練の実施を検討する	タイムラインを活用した訓練の実施を検討する。	内水被害想定地域の住民主体によるDR訓練を実施した。	タイムライン作成後に実施を検討																														
							4 避難勧告の発令基準やタイムラインの見直しを実施	J, K, O, P	必要に応じて	県・市町村・気象台	国や県の基準やタイムラインの見直しを実施	改善点を随時見直し予定。	H29年度地域防災計画の改訂に併せて、避難情報の発令基準を見直しを実施	地域防災計画の見直しに伴い、タイムライン等を見直しを実施。	統合タイムラインにあわせて、避難訓練マニュアルを見直しを実施した。	三芳町地域防災計画において避難訓練マニュアル作成済み(随時更新済)																														
							2) 水害被害軽減のための取組	(2) 水害被害軽減のための取組	5 水位高知川の拡大	I	H30年度	県	-	-	-	-	-	-																												
													6 高度な方法を活用した浸水想定区域の作成・公表	D, I	H30年度	県	-	-	-	-	-	-																								
																	7 洪水情報のアラートを活用した提供、プッシュ型配信の実施	N, X, Y, AA	H30年度	県	-	-	-	-	-	-																				
																					8 気象情報発表時の「危険度の色分け」や「警報級の取組」等の改善	L, M, O	引き続き実施	気象台	-	-	-	-	-	-																
																									9 住民等への情報伝達方法の改善	N, X, Y, Z, AB, AD	引き続き実施	市町村	平成29～31年度で防災行政無線のデジタル化を実施中。今年度5文字情報による配信体制を継続し、平成30年1月より防災情報の発信を開始した。	防災行政無線・登録メール・市HP等で情報発信を行う。	避難情報等を発令した場合は、防災行政無線、市公式ホームページ配信サービス、フェイスブック、ツイッター、緊急メール、LINE、登録メールの活用を積極的に行っている。	防災行政無線の電話応答サービスの実施、Yahoo防災アプリでの市独自の情報の配信、市との協定に基づき、COMが防災情報サービスを実施。	避難訓練や災害発生時に、防災行政無線、広域集約型防災メール配信サービス、アラート、情報配信サービス(防災メール)の活用を積極的に行っている。市役所や市民センター、公民館等に設置するなど、関係地域の人々に届くように配慮している。防災行政無線のデジタル化への移行を実施済	避難訓練や災害発生時に、防災行政無線、広域集約型防災メール配信サービス、アラート、情報配信サービス(防災メール)の活用を積極的に行っている。市役所や市民センター、公民館等に設置するなど、関係地域の人々に届くように配慮している。防災行政無線のデジタル化への移行を実施済												
																													10 近接市町村における避難場所の指定(広域避難体制の構築)等	T, U, V, AD	引き続き実施	市町村	現状の避難所・避難経路・避難経路体制の再確認と改善	指定避難所は、主に小中学校を指定している。避難経路については、洪水ハザードマップにおいて避難の方向を示している。	市内の小中学校や公園等の7ヶ所を指定避難場所として指定済み。避難経路については、平常時からの策定予定はない。	指定緊急避難場所や指定避難所は、主に小中学校や公園等を指定している。	避難経路について未策定のため、今後検討する。	指定緊急避難場所や指定避難所は、主に小中学校や公園等を指定している。	市役所等の駐車場を確保している。市役所等の駐車場を確保している。市役所等の駐車場を確保している。市役所等の駐車場を確保している。	避難所は市内各小中学校を指定。高層水害時の避難経路や代替避難所について、再検討をしていく予定						
	11 当該市町村内の避難場所だけでなく避難先を確保しきれない場合に、近接市町村における避難場所の指定や連絡体制等について	Q, R, S, V, W, AF	必要に応じて	関係地帯・県・市町村	当該市町村内の避難場所だけでなく避難先を確保しきれない場合に、近接市町村における避難場所の指定や連絡体制等について	当該市町村内の避難場所だけでなく避難先を確保しきれない場合に、近接市町村における避難場所の指定や連絡体制等について																											当該市町村内の避難場所だけでなく避難先を確保しきれない場合に、近接市町村における避難場所の指定や連絡体制等について	当該市町村内の避難場所だけでなく避難先を確保しきれない場合に、近接市町村における避難場所の指定や連絡体制等について	当該市町村内の避難場所だけでなく避難先を確保しきれない場合に、近接市町村における避難場所の指定や連絡体制等について	当該市町村内の避難場所だけでなく避難先を確保しきれない場合に、近接市町村における避難場所の指定や連絡体制等について	当該市町村内の避難場所だけでなく避難先を確保しきれない場合に、近接市町村における避難場所の指定や連絡体制等について	当該市町村内の避難場所だけでなく避難先を確保しきれない場合に、近接市町村における避難場所の指定や連絡体制等について								
					12 必要となる避難場所、避難経路等の整備に当たり、河川工事等の発生土砂を有効活用するなど、連携による効果的な取組を実施	Q, R																											必要に応じて	関係地帯・県・市町村・水災対策協議会	必要となる避難場所、避難経路等の整備に当たり、河川工事等の発生土砂を有効活用するなど、連携による効果的な取組を実施	必要となる避難場所、避難経路等の整備に当たり、河川工事等の発生土砂を有効活用するなど、連携による効果的な取組を実施	必要となる避難場所、避難経路等の整備に当たり、河川工事等の発生土砂を有効活用するなど、連携による効果的な取組を実施	必要となる避難場所、避難経路等の整備に当たり、河川工事等の発生土砂を有効活用するなど、連携による効果的な取組を実施	必要となる避難場所、避難経路等の整備に当たり、河川工事等の発生土砂を有効活用するなど、連携による効果的な取組を実施	必要となる避難場所、避難経路等の整備に当たり、河川工事等の発生土砂を有効活用するなど、連携による効果的な取組を実施	必要となる避難場所、避難経路等の整備に当たり、河川工事等の発生土砂を有効活用するなど、連携による効果的な取組を実施	必要となる避難場所、避難経路等の整備に当たり、河川工事等の発生土砂を有効活用するなど、連携による効果的な取組を実施				
																																			13 国等が保有するモデル施設で作成する避難確保計画に関する取組について共有	AG	H30年度	関係地帯・県・市町村	国等が保有するモデル施設で作成する避難確保計画に関する取組について共有	国等が保有するモデル施設で作成する避難確保計画に関する取組について共有	国等が保有するモデル施設で作成する避難確保計画に関する取組について共有	国等が保有するモデル施設で作成する避難確保計画に関する取組について共有	国等が保有するモデル施設で作成する避難確保計画に関する取組について共有	国等が保有するモデル施設で作成する避難確保計画に関する取組について共有	国等が保有するモデル施設で作成する避難確保計画に関する取組について共有	国等が保有するモデル施設で作成する避難確保計画に関する取組について共有
																																							14 対象となる全ての重要配電者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練の実施を目指す	AG	H30年度	県・市町村	対象となる全ての重要配電者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練の実施を目指す	対象となる全ての重要配電者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練の実施を目指す	対象となる全ての重要配電者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練の実施を目指す	対象となる全ての重要配電者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練の実施を目指す
							15 想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域の作成と開示	A, V	H31年度	県	想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域の作成と開示	想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域の作成と開示																															想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域の作成と開示	想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域の作成と開示	想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域の作成と開示	想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域の作成と開示
											16 想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域の作成・公表	L, M, P	H31年度	県	想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域の作成・公表	想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域の作成・公表																											想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域の作成・公表	想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域の作成・公表	想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域の作成・公表	想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域の作成・公表
															17 水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する取組の共有	A, B	H30年度	市町村	水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する取組の共有	水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する取組の共有																							水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する取組の共有	水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する取組の共有	水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する取組の共有	水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する取組の共有
																			18 想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域の作成された場合には、速やかに水害ハザードマップを作成・公表	A	H30年度	市町村	想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域の作成された場合には、速やかに水害ハザードマップを作成・公表	想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域の作成された場合には、速やかに水害ハザードマップを作成・公表																			想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域の作成された場合には、速やかに水害ハザードマップを作成・公表	想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域の作成された場合には、速やかに水害ハザードマップを作成・公表	想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域の作成された場合には、速やかに水害ハザードマップを作成・公表	想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域の作成された場合には、速やかに水害ハザードマップを作成・公表
																							19 水害ハザードマップの国土交通省ポータルサイトに、洪水ハザードマップを登録している	A, B	引き続き実施	市町村	水害ハザードマップの国土交通省ポータルサイトに、洪水ハザードマップを登録している	水害ハザードマップの国土交通省ポータルサイトに、洪水ハザードマップを登録している															水害ハザードマップの国土交通省ポータルサイトに、洪水ハザードマップを登録している	水害ハザードマップの国土交通省ポータルサイトに、洪水ハザードマップを登録している	水害ハザードマップの国土交通省ポータルサイトに、洪水ハザードマップを登録している	水害ハザードマップの国土交通省ポータルサイトに、洪水ハザードマップを登録している
																											20 水害ハザードマップを活用した訓練の実施	B	引き続き実施	市町村	水害ハザードマップを活用した訓練の実施	水害ハザードマップを活用した訓練の実施											水害ハザードマップを活用した訓練の実施	水害ハザードマップを活用した訓練の実施	水害ハザードマップを活用した訓練の実施	水害ハザードマップを活用した訓練の実施
	21 各機関が保有する浸水実績を共有し、市町村において速やかに住民等に周知	B, D	H30年度	県・市町村・水災対策協議会																											各機関が保有する浸水実績を共有し、市町村において速やかに住民等に周知	各機関が保有する浸水実績を共有し、市町村において速やかに住民等に周知											各機関が保有する浸水実績を共有し、市町村において速やかに住民等に周知	各機関が保有する浸水実績を共有し、市町村において速やかに住民等に周知	各機関が保有する浸水実績を共有し、市町村において速やかに住民等に周知	各機関が保有する浸水実績を共有し、市町村において速やかに住民等に周知
					22 まるごとまちごとハザードマップの整備・拡充	C																									引き続き実施	市町村	まるごとまちごとハザードマップの整備・拡充	まるごとまちごとハザードマップの整備・拡充									まるごとまちごとハザードマップの整備・拡充	まるごとまちごとハザードマップの整備・拡充	まるごとまちごとハザードマップの整備・拡充	まるごとまちごとハザードマップの整備・拡充
																																	23 国の指導により作成した指導計画を、全ての学校に共有	B, F, X	H30年度	関係地帯・県・市町村	国の指導により作成した指導計画を、全ての学校に共有	国の指導により作成した指導計画を、全ての学校に共有					国の指導により作成した指導計画を、全ての学校に共有	国の指導により作成した指導計画を、全ての学校に共有	国の指導により作成した指導計画を、全ての学校に共有	国の指導により作成した指導計画を、全ての学校に共有
																																					24 教職員を対象とした講習会の実施	B, F, X	H30年度	協議会全体	教職員を対象とした講習会の実施	教職員を対象とした講習会の実施	教職員を対象とした講習会の実施	教職員を対象とした講習会の実施	教職員を対象とした講習会の実施	教職員を対象とした講習会の実施
							25 出前講座等を活用した講習会の実施	B, F, X	引き続き実施	協議会全体																															出前講座等を活用した講習会の実施	出前講座等を活用した講習会の実施	出前講座等を活用した講習会の実施	出前講座等を活用した講習会の実施	出前講座等を活用した講習会の実施	出前講座等を活用した講習会の実施
											26 危機管理水位計、河川監視カメラの整備	O, AG	H30年度	県																											危機管理水位計、河川監視カメラの整備	危機管理水位計、河川監視カメラの整備	危機管理水位計、河川監視カメラの整備	危機管理水位計、河川監視カメラの整備	危機管理水位計、河川監視カメラの整備	危機管理水位計、河川監視カメラの整備
															27 河川監視カメラの拡充	O, AG	引き続き実施	県																							河川監視カメラの拡充	河川監視カメラの拡充	河川監視カメラの拡充	河川監視カメラの拡充	河川監視カメラの拡充	河川監視カメラの拡充
																			2) 様々な水防活動のための取組	(2) 様々な水防活動のための取組	28 水防団(消防団)への河川水位等に係る情報伝達手段の検討	AH																			引き続き実施	市町村	水防団(消防団)への河川水位等に係る情報伝達手段の検討	水防団(消防団)への河川水位等に係る情報伝達手段の検討	水防団(消防団)への河川水位等に係る情報伝達手段の検討	水防団(消防団)への河川水位等に係る情報伝達手段の検討
																							29 重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確保	AG	引き続き実施	県・市町村																	重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確保	重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確保	重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確保	重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確保
																											30 水防資機材等の配備・確認	AL	引き続き実施	関係地帯・県・市町村													水防資機材等の配備・確認	水防資機材等の配備・確認	水防資機材等の配備・確認	水防資機材等の配備・確認
	31 水防団員に関する広報の充実(水防団員確保に係る取組)	AI	引き続き実施	市町村																																							水防団員に関する広報の充実(水防団員確保に係る取組)	水防団員に関する広報の充実(水防団員確保に係る取組)	水防団員に関する広報の充実(水防団員確保に係る取組)	水防団員に関する広報の充実(水防団員確保に係る取組)
					32 多様な関係機関や住民等の参加による、実践的な水防訓練の実施	AJ, AN																									H30年度	市町村											多様な関係機関や住民等の参加による、実践的な水防訓練の実施	多様な関係機関や住民等の参加による、実践的な水防訓練の実施	多様な関係機関や住民等の参加による、実践的な水防訓練の実施	多様な関係機関や住民等の参加による、実践的な水防訓練の実施
																																	33 大規模災害に際して広域的、効果的な水防活動が実施できる関係者の協力内容等について検討、調整	AG, AK, AL, AM, AN	H30年度	市町村							大規模災害に際して広域的、効果的な水防活動が実施できる関係者の協力内容等について検討、調整	大規模災害に際して広域的、効果的な水防活動が実施できる関係者の協力内容等について検討、調整	大規模災害に際して広域的、効果的な水防活動が実施できる関係者の協力内容等について検討、調整	大規模災害に際して広域的、効果的な水防活動が実施できる関係者の協力内容等について検討、調整
																																					34 浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報共有、各施設管理者に対する洪水時の情報伝達体制(方法)について検討	AO, AP	H30年度	県・市町村			浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報共有、各施設管理者に対する洪水時の情報伝達体制(方法)について検討	浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報共有、各施設管理者に対する洪水時の情報伝達体制(方法)について検討	浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報共有、各施設管理者に対する洪水時の情報伝達体制(方法)について検討	浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報共有、各施設管理者に対する洪水時の情報伝達体制(方法)について検討
							35 浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報共有、非常用電源等の対策を施設管理者が実施するよう調整	AO, AP, AQ, AR	H30年度	県・市町村																																	浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報共有、非常用電源等の対策を施設管理者が実施するよう調整	浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報共有、非常用電源等の対策を施設管理者が実施するよう調整	浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報共有、非常用電源等の対策を施設管理者が実施するよう調整	浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報共有、非常用電源等の対策を施設管理者が実施するよう調整
											3) 浸水の排水、浸水被害軽減に関する取組	(3) 浸水の排水、浸水被害軽減に関する取組	36 排水リサイクル情報の共有とともに、施設の施設・機材の情報を共有	AS																													引き続き実施	関係地帯・県・市町村・水災対策協議会	排水リサイクル情報の共有とともに、施設の施設・機材の情報を共有	排水リサイクル情報の共有とともに、施設の施設・機材の情報を共有
															37 浸水被害軽減区域の指定	AT	必要に応じて	県																											浸水被害軽減区域の指定	浸水被害軽減区域の指定
																			38 隣接の市町村に係る浸水被害軽減区域の指定については、水防管理者間で指定の予定や課題等を共有し、連携して指定に取り組む。	AT	必要に応じて	市町村																			隣接の市町村に係る浸水被害軽減区域の指定については、水防管理者間で指定の予定や課題等を共有し、連携して指定に取り組む。	隣接の市町村に係る浸水被害軽減区域の指定については、水防管理者間で指定の予定や課題等を共有し、連携して指定に取り組む。			隣接の市町村に係る浸水被害軽減区域の指定については、水防管理者間で指定の予定や課題等を共有し、連携して指定に取り組む。	隣接の市町村に係る浸水被害軽減区域の指定については、水防管理者間で指定の予定や課題等を共有し、連携して指定に取り組む。
																							4) ハード対策の主な取組	(4) ハード対策の主な取組	39 堤防等河川管理施設の整備	AU															引き続き実施	県			-	-
																											40 高度な技術ハード対策	AV	引き続き実施	県															-	-
41 排水機場の耐水化の検討	AW	H30年度	県	-																																									-	-

取組状況

〇概ね5年で実施する取組内容

項目	課題	目標時期	取組機関	飯能市	入間市	坂戸市	鶴ヶ島市
ソフト対策の主な取組							
①円滑かつ迅速な避難のための取組							
(1) 洪水時に沿河川管理者からの情報提供							
1 県管理河川を対象としたホットラインの構築	E, G	H30出水期	県・市町村				
2 避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認(水害対応タイムライン)							
2 水害対応タイムラインの作成	H, J, K, P	H30R3年度	県・市町村・気象台		「合流タイムライン」を作成	作成済み(H30.3月)	隣接する坂戸市からの外水による水害であることから、坂戸市で作成した水害タイムラインと整合を図り、作成中
3 水害対応タイムラインを活用して洪水対応訓練を実施	K, AE	毎年	協議会全体			タイムラインを活用した訓練は実施できていないため、今後検討する。	タイムライン作成後、訓練の実施を検討する。
4 避難勧告の発令基準やタイムラインの見直しを実施	J, K, O, P	必要に応じて	県・市町村・気象台		適宜見直しを行っている	現状見直しは実施していないが、今後必要に応じて見直しを検討する。	タイムライン作成後、必要に応じて見直しを検討
(3) 水害危険性の周知促進							
5 水位周知河川の拡大	I	H30R3年度	県				
6 簡易な方法を活用した浸水想定及び河川水位等の情報提供	D, I	H30R3年度	県				
(4) 情報伝達方法の改善等							
7 洪水情報のアラートを活用した提供、プッシュ配信の実施	N, X, Y, AA	H30R3年度	県				
8 気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善	L, M, O	引き続き実施	気象台				
9 住民等への情報伝達方法の改善	N, X, Y, Z, AB, AD	引き続き実施	市町村	- 避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示を発令した場合は、防災行政無線、広報車、市ホームページ、メール配信サービス、ツイッター、緊急連絡メール、アラート、防災関係機関の協力を得て広報を行っている他、自主防災組織の会長への連絡も行っている。	- 避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令した場合は、防災行政無線、緊急連絡メール、アラート、報道機関の協力を得て広報を行っている。	平成32年度までに同報系防災行政無線のデジタル化を実施予定。引き続き緊急連絡メール、市ホームページ、登録制メール、ツイッター、テレビ埼玉データ放送と複数の手段による情報伝達を実施する。	- 避難地域への情報伝達として、全自治会へ防災ラジオを配布。ただし、防災行政無線のデジタル化整備後、撤去(H33.3.1)。 - 平成30年度から31年度で防災行政無線のデジタル化整備工事を実施しており、順次、避難地域の改善を実施している。 また、防災行政無線のデジタル化と併せて、防災ラジオに替わる情報伝達手段として、登録制メールの自動配信サービスや電話による自動音声サービスを整備中
(5) 近接市町村における避難場所の指定(広域避難体制の構築)等							
10 現状の避難場所・避難経路・避難誘導体制の再確認と改善	T, U, V, AD	引き続き実施	市町村	災害種別ごとの指定緊急避難場所及び指定避難所の選定を進めている。	適宜調整を行なう予定	平成29年度に暫定的に指定をし運用していた水害時の指定避難所について、各地区からの意見をもとに平成30年度から確定運用を行う予定。	指定緊急避難場所や指定避難所は、主に小中学校や市民センターとしている。隣接する坂戸市からの外水による水害であることから、避難経路については、広域避難も含め坂戸市と協議を行っている予定。
11 当該市町村内の避難場所だけでは避難者を収容しきれない場合には、近接市町村における避難場所の指定や連絡体制等について検討	Q, R, S, V, W, AF	必要に応じて	関東地整・県・市町村	近隣の自治体を協定を締結している。	地域防災計画に基づき検討	引き続き隣接市町村への広域避難について検討する。	隣接する坂戸市からの外水による水害であることから、坂戸市と協議し、広域避難における避難場所等の指定を協議していく予定。
12 必要となる避難場所、避難経路等の整備にあたり、河川工事等の発生土砂を有効活用するなど、連携による効率的な整備を実施	Q, R	必要に応じて	関東地整・県・市町村・水資源機構				坂戸市と協議し、広域避難計画を策定後、避難経路等の整備が発生した場合は、必要に応じて検討する。
(6) 要配慮者施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施							
13 国等が地元のモデル施設で作成する避難確保計画に関する知見について共有	AC	H30年度	関東地整・県・市町村				
14 対象となる全ての要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練の実施を目指す	AC	H30R3年度	県・市町村				
(7) 想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域の作成と周知							
15 想定最大規模降雨による浸水想定区域図の作成・公表	A, V	H31R1年度	県				
16 地点別浸水シミュレーション検索システムへの登録	L, M, P	H31R1年度	県				
(8) 水害ハザードマップの改良、周知、活用							
17 水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する優良事例の共有	A, B	H30R3年度	市町村		水害・土砂災害警戒マップを作成し、市報と同時に全戸配布した。		平成30年度に、水害を含めた防災ハザードマップを作成済 平成31年度に全戸配布し、住民周知に努める。
18 想定最大規模降雨による浸水想定区域図が作成された場合には、速やかに水害ハザードマップを作成・公表	A	H30R3年度	市町村		平成14年に作成したものをベースに平成28年に再作成した。		想定最大規模降雨を基準として、平成30年度に水害を含めた防災ハザードマップを作成済
19 水害ハザードマップの国土交通省ハザードマップポータルサイトへの登録	A, B	引き続き実施	市町村		国土交通省ハザードマップポータルサイトに、水害ハザードマップを登録している。		水害を含めた防災ハザードマップ作成後、登録する予定。
20 水害ハザードマップを活用した訓練の実施	B	引き続き実施	市町村		防災訓練の一環として実施を検討		現在のところ予定はなし。
(9) 浸水実績等の周知							
21 各機関が既に保有する浸水実績を共有し、市町村において速やかに住民等に周知	B, D	H30年度	県・市町村・水資源機構	水害履歴に関する住民等からの問合せに対応している。	水害・土砂災害警戒マップ(水害履歴を掲載している)を作成し、市報と同時に全戸配布した。入間市水害履歴マップ(平成14年～28年)をホームページ、窓口で公開・閲覧可能としている。	水害ハザードマップにて、過去の浸水実績を掲載、周知済。今後も引き続き周知を図っていく。	対象地域の住民に対して周知済みだが、浸水実績は今のところなし。
22 まるごとまちごとハザードマップの整備・拡充	C	引き続き実施	市町村				冠水が見込まれる道路へ注意喚起の表示を設置。来年度水害による被害が見込まれる地域へ注意喚起の表示(看板)を設置予定。
(10) 防災教育の促進							
23 国の指導により作成した指導計画を、全ての学校に共有	B, F, X	H30年度	関東地整・県・市町村				
24 教職員を対象とした講習会の実施	B, F, X	H30R3年度	協議会全体				
25 出前講座等を活用した講習会の実施	B, F, X	引き続き実施	協議会全体				
(11) 危機管理型水位計、河川監視用カメラの整備							
26 危機管理型水位計の整備	O, AG	H30R3年度	県				
27 河川監視用カメラの拡充	O, AG	引き続き実施	県				
2. 的確な水防活動のための取組							
(12) 水防団(消防団)への河川水位等に係る情報提供							
28 水防団(消防団)への河川水位等に係る確実な情報伝達手段の検討	AH	引き続き実施	市町村	- 河川水位に係る情報は、災害対策本部から直接消防団へ連絡することとしている。	主要な監視箇所2ヶ所にカメラを設置した。	台風等の水害時において、水防団との情報連絡体制の迅速化・効率化を図るために、情報連絡員として市役所へ水防団員の駐在を記した覚書を締結(平成31年3月)	坂戸市との協議により広域避難計画及びタイムラインを策定した場合、情報伝達手段について検討する。
(13) 重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認							
29 重要水防箇所の共同点検の実施	AG	引き続き実施	県・市町村		飯能県土整備事務所、埼玉西部消防局、地元消防団と共に1回不老川、霞川で実施している。	荒川上流河川事務所主催の重要水防箇所共同点検に参加。(平成30年6月)	
30 水防資機材等の配備・確認	AL	引き続き実施	関東地整・県・市町村	土のう、ブルーシート等を確認している。	ボックスウォールを購入、土蓋を配備した。	土のう袋やブルーシートを追加購入し水防倉庫にて保管。今後も随時整備・点検を実施していく。	関係課と調整し、土のうやバリエードを配備している。引き続き整備を実施する。
(14) 水防に関する広報の充実(水防団確保に係る取組)							
31 水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画を促すための広報の充実	AI	引き続き実施	市町村	- 消防団のホームページを作成し、組織や活動内容について紹介し、常時団員募集を行っている。	ホームページ等で消防団(水防団)員募集を随時行っている。		消防団員の募集は、坂戸・鶴ヶ島消防組合の主体により、HPやイベント等で継続的に行っている。
(15) 水防訓練の充実							
32 多様な関係機関や住民等の参加による、実践的な水防訓練を実施	AJ, AN	H30R3年度	市町村				
16) 水防団間での連携、協力に関する検討							
33 大規模氾濫に対して広域的、効率的な水防活動が実施できるよう関係者の協力内容等について検討、調整	AG, AK, AL, AM, AN	H30R3年度	市町村				
(17) 市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報提供の充実							
34 浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討	AO, AP	H30R3年度	県・市町村				
(18) 市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実							
35 浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有し、耐水化や非常用電源等の対策を施設管理者が実施するよう調整	AO, AP, AQ, AR	H30R3年度	県・市町村				
3. 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組							
(19) 排水施設、排水資機材に関する情報の共有							
36 水害リスク情報の共有とともに、現状の施設・機材の情報を共有	AS	引き続き実施	関東地整・県・市町村・水資源機構		水中ポンプを7組所有している		会議等を通じて、水害リスク情報や現状の施設・機材の情報について共有を行った。今後も引き続き情報共有を実施していく。
(20) 浸水被害軽減地区の指定							
37 浸水エリアの拡大を抑制する効果があると認められる土地に係る情報(地形データや氾濫シミュレーション結果)を水防管理者に提供	AT	必要に応じて	県				
38 複数の市町村に係る浸水被害軽減地区の指定については、水防管理者間で指定の予定や課題等を共有し、連携して取り組む。	AT	必要に応じて	市町村				
ハード対策の主な取組							
④河川管理施設の整備等に関する事項							
(21) 洪水対策を未然に防ぐ対策							
39 堤防等河川管理施設の整備	AU	引き続き実施	県				
(22) 流域管理型ハード対策							
40 40歳までの年齢を少しでも引き延ばす堤防補道の工夫	AV	引き続き実施	県				
(23) 排水機場の耐水化の検討							
41 排水機場の耐水化の検討	AW	H30R3年度	県				

取組状況

〇概ね5年で実施する取組内容

項目	課題	目標時期	取組機関	日高市	毛呂山町	越生町
1) 防災対策の主な取組						
(1) 円滑かつ迅速な避難のための取組						
1	洪水時にける河川管理者からの情報提供 風管理河川を対象としたポットラインの構築	E, G	H30出水期	県・市町村		
2	水害対応タイムラインの作成	H, J, K, P	H33R3年度	県・市町村・気象台	タイムラインの作成を検討する。	タイムラインの作成について検討する。
3	水害対応タイムラインを活用した洪水対応訓練を実施	K, AE	毎年	協議会全体	タイムラインに基づいた避難行動訓練等の実施を検討する。	タイムラインの作成後に実施を検討する。
4	避難勧告の発令基準やタイムラインの見直しを実施	J, K, O, P	必要に応じて	県・市町村・気象台		避難判断マニュアルを作成済み。 【平成28年3月・平成29年11月見直し】
5	水害危険性の周知促進 水位照知河川の拡大	I	H33R3年度	県		
6	簡易な方法も活用した浸水想定及び河川水位等の情報提供	D, I	H33R3年度	県		
7	情報伝達方法の改善等 洪水情報のアラートを活用した提供、フラッシュ型配値の実施	N, X, Y, AA	H33R3年度	県		
8	気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善	L, M, O	引き続き実施	気象台		
9	住民等への情報伝達方法の改善	N, X, Y, Z, AB, AD	引き続き実施	市町村	・避難情報を発令した場合は、防災行政無線、広報車、市HP、SNS、アラートを通じて広報を行っている。 ・対象地域の自治会へ連絡している。 ・防災行政無線のデジタル化に併せて、情報伝達手段の多量化の検討を行う。	避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令した場合は、防災行政無線、緊急連絡メール、アラート、広報車、区長へ電話等により伝達を行っている。また、区長への防災行政無線別発信機番号、住民向け登録メールを平成29年度から開始し、より確実な情報伝達が行われるよう改善された。 ・避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令した場合は、防災行政無線、緊急連絡メール、アラート、広報車、町公式サイト、メール配信サービス、緊急連絡メール、報道機関の協力等を通じて広報を行っている。 ・防災行政無線のデジタル化に併せて情報伝達手段の多量化の検討を行う。
(2) 避難場所の確保						
(5) 近隣市町村における避難場所の設定(広域避難体制の構築)等						
10	現状の避難場所・避難経路・避難誘導体制の再確認と改善	T, U, V, AD	引き続き実施	市町村	・指定緊急避難場所を主に小中学校や公民館などを指定している(29箇所) ・災害種別ごとの指定緊急避難場所を指定。水害発生時の避難所を新たに指定。 【平成29年度】	指定緊急避難所や緊急避難所は、主に学校やグラウンド、公民館を指定している。 避難経路については未確定のため、今後検討する。
11	当該市町村内の避難場所だけでは避難者を収容しきれない場合には、近隣市町村における避難場所の設定や連絡体制等について検討	Q, R, S, V, W, AF	必要に応じて	関東地整・県・市町村	近隣市町村と情報共有をしながら今後検討していく。 【平成30年度以降】	近隣市町村と協議し、広域避難場所の確保に向けて検討する。
12	必要となる避難場所、避難経路等の整備にあたり、河川工事等の発生土砂を有効活用するなど、連携による効率的な整備を実施	Q, R	必要に応じて	関東地整・県・市町村・水資源機構	-	必要に応じて、河川管理者と連携した効率的な避難場所等の整備を検討する。
(6) 要配慮者施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施						
13	国等が他県のモデル施設で作成する避難確保計画に関する知見について共有	AC	H30年度	関東地整・県・市町村	国が作した手引き等を要配慮者利用施設と共有し、各施設の避難確保計画作成に活用している。	モデル施設における避難確保計画に関する知見について、対象となるよう要配慮者施設と情報共有を図る。
14	対象となる全ての要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練の実施を目指す	AC	H33R3年度	県・市町村	・要配慮者利用施設において、避難確保計画を策定する。 ・昨年度、各施設へ出向き説明を行い、地域防災計画に施設名を記載。 ・今年度、全施設で避難確保計画作成予定【平成30年度】	福祉担当者連携し、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成および訓練の実施支援を検討していく。
(7) 想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域の作成と周知						
15	想定最大規模降雨による浸水想定区域の作成・公表	A, V	H31R1年度	県		
16	地点別浸水シミュレーション検査システムへの登録	L, M, P	H31R1年度	県		
(8) 水害ハザードマップの改良、周知、活用						
17	水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する優良事例の共有	A, B	H33R3年度	市町村	-	
18	想定最大規模降雨による浸水想定区域図が作成された場合には、速やかに水害ハザードマップを作成・公表	A	H33R3年度	市町村	-	
19	水害ハザードマップの国土交通省ハザードマップポータルサイトへの登録	A, B	引き続き実施	市町村	-	
20	水害ハザードマップを活用した訓練の実施	B	引き続き実施	市町村	-	
(9) 浸水実績等の周知						
21	多機関が既に保有する浸水実績を共有し、市町村において速やかに住民等に周知	B, D	H30年度	県・市町村・水資源機構	防災担当窓口において、過去に発生した浸水等の情報を公開している。	浸水実績を関係機関と共有し、必要に応じて住民に周知を行う。
22	まるとまことハザードマップの整備・拡充	C	引き続き実施	市町村	企業と「広告付避難場所等電柱看板に関する協定」を締結し、町内の避難場所、避難経路を示す。	まるとまことハザードマップの整備について、検討していく。
(10) 防災教育の促進						
23	国の指導により作成した指導計画を、全ての学校に共有	B, F, X	H30年度	関東地整・県・市町村	今後実施を検討する。	国の指導により作成した指導計画の情報共有を受けた場合には、町内の学校に情報共有を行う。
24	教職員を対象とした講習会の実施	B, F, X	H33R3年度	協議会全体	小中学校の総合学習授業の中で、水災害教育に取り組んでもらうため、教員を対象とした水災害についての説明会(勉強会)実施等について検討する。	小中学校の総合学習の中で、水災害教育に取り組んでもらうため、教員を対象に、水災害についての説明会(勉強会)の実施等、検討していく。
25	出前講座等を活用した講習会の実施	B, F, X	引き続き実施	協議会全体	自主防災組織等を対象とした出前講座により、水害対応や避難方法等について講習会を実施している。	出前講座などで防災情報の入手方法や洪水時の避難方法などについて住民への周知を実施している。今後継続して実施する。
(11) 危機管理型水位計、河川監視用カメラの整備						
26	危機管理型水位計の整備	O, AG	H33R3年度	県		
27	河川監視用カメラの拡充	O, AG	引き続き実施	県		
2) 確かな水防活動のための取組						
(12) 水防団(消防団)への河川水位等に係る情報提供						
28	水防団(消防団)への河川水位等に係る確実な情報伝達手段の検討	AH	引き続き実施	市町村	災害対策本部が立ち上がった際は、消防団本部が災害対策本部に待機し、各分団に防災行政無線(移動系)を使用して情報伝達を行う。	水防警報等の河川水位に係る情報は、災害対策本部から直接消防団へ電話で連絡することとしている。
(13) 重要水防箇所の見直し及び水防資機材の補給						
29	重要水防箇所の共同点検の実施	AG	引き続き実施	県・市町村	毎年、県が実施している重要水防箇所等の共同点検に参加している。	毎年、県が実施している重要水防箇所等の共同点検に参加している。
30	水防資機材等の配備・確認	AL	引き続き実施	関東地整・県・市町村	土のう、シートなどを保有している。	排水ポンプ、ロープ、ライフジャケット等を計画的に購入している。今年度はライフジャケットを購入。 町の水防倉庫に資機材を保管しており、定期的に点検を行っている。
(14) 水防に関する広報の充実(水防団確保に係る取組)						
31	水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画を促すための広報の充実	AJ	引き続き実施	市町村	・消防団員の募集について、市HPに掲載するとともに、年1回広報紙へ掲載している。 ・消防団員が水防団員を兼ねているため、消防組合で行う消防団員募集に協力する。	イベント等で消防団(水防団)の活動内容について紹介し、常時団員募集を行っている。 広報紙やホームページ等で広く消防団員の募集や自主防災組織、企業等の参加を促していく。
(15) 水防訓練の充実						
32	多様な関係機関や住民等の参加による、実践的な水防訓練を実施	AJ, AN	H33R3年度	市町村	1市2町で構成している水害予防組合で継続して実施。	毎年、越辺川・高麗川水害予防組合で水防訓練を実施している。
(16) 水防団間での連携、協力に関する検討						
33	大規模氾濫に対して広域的、効率的な水防活動が実施できるよう関係者の協力内容等について検討、調整	AG, AK, AL, AM, AN	H33R3年度	市町村	1市2町で構成している水害予防組合で継続して実施。	近隣3市町で越辺川・高麗川水害予防組合を組織している。今後3市町で協力していく。
(17) 市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報提供の充実						
34	浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討	AO, AP	H33R3年度	県・市町村	-	
(18) 市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実						
35	浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有し、耐水化や非常用電源等の対策を施設管理者が実施するよう調整	AO, AP, AQ, AR	H33R3年度	県・市町村	-	
3) 浸水の水害、浸水被害軽減に関する取組						
(19) 排水施設、排水資機材に関する情報の共有						
36	水害リスク情報の共有とともに、現状の施設・機材の情報を共有	AS	引き続き実施	関東地整・県・市町村・水資源機構	可搬式排水ポンプを計画的に購入している。	必要に応じて可搬式排水ポンプの配備を検討していく。
(20) 浸水被害軽減地区の指定						
37	浸水エリアの拡大を抑制する効果があると認められる土地に係る情報(地形データや氾濫シミュレーション結果)を水防管理者に提供	AT	必要に応じて	県		
38	複数の市町村に係る浸水被害軽減地区の指定については、水防管理者間で指定の予定や課題等を共有し、連携して指定に取り組む。	AT	必要に応じて	市町村	-	
4) ハード対策の主な取組						
(21) 河川管理施設の整備等に関する事項						
39	堤防等河川管理施設の整備	AU	引き続き実施	県		
40	浸水氾濫を未然に防ぐ対策	AV	引き続き実施	県		
41	排水機場の耐水化の検討	AW	H33R3年度	県		

取組状況

東松山県土

○概ね5年で実施する取組内容

項目	課題	目標時期	取組機関	東松山市	滑川町	嵐山町	小川町	川島町
①ソフト対策の主な取組								
(1) 洪水時における河川管理者からの情報提供								
1	河川管理河川を対象としたポータルサイトの構築	E, G	H30出水期	県・市町村	平成30年6月より運用を開始			平成30年6月より運用を開始
(2) 避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認(水害対応タイムライン)								
2	水害対応タイムラインの作成	H, J, K, P	H33年度	県・市町村・気象台	タイムライン作成済(平成30年度)	県管理河川を対象とした水害対応タイムラインの作成について検討していく。	県管理河川を対象とした水害対応タイムラインの作成について検討していく。	河川ごとのタイムラインを作成済。【平成28年度】
3	水害対応タイムラインを活用して洪水対応訓練を実施	K, AE	毎年	協議会全体	水害対応タイムラインを活用した訓練の実施を検討していく。	水害対応タイムラインを活用した訓練の実施を検討する。	-	水害対応タイムラインを活用した訓練について検討する。
4	避難勧告の発令基準やタイムラインの見直しを実施	J, K, O, P	必要に応じて	県・市町村・気象台	必要に応じて見直しを検討していく。	必要に応じて、避難勧告の発令基準やタイムラインの見直しを検討する。	県管理河川に対して、どのように対応可能か検討中。水位計を設置しタイムライン作成時の基準とする予定	必要に応じて、避難勧告の発令基準やタイムラインの見直しを検討する。
(3) 水害危険性の周知促進								
5	水位高知河川の拡大	I	H33年度	県				
6	簡易な方法でも活用した浸水想定及び河川水位等の情報提供	D, I	H33年度	県				
(4) 情報伝達方法の改善等								
7	洪水情報のアラートを活用した提供、ブッシュ配線の実施	N, X, Y, AA	H33年度	県				
8	気象情報発信時の「危険度の色分け」や「避難勧告の現象」等の改善	L, M, O	引き続き実施	気象台	-			
9	住民等への情報伝達方法の改善	N, X, Y, Z, AB, AD	引き続き実施	市町村	避難準備情報・避難指示等が発令された際は、防災行政無線、登録制メール、緊急連絡メール、SNS、アラート等を用いて広報を行っている。防災行政無線デジタル化事業に併せて、周知状況改善予定。	避難準備情報・避難指示等が発令された場合は、防災行政無線、登録制メール、緊急連絡メール、SNS、アラート等を用いて広報を行う。対象地域の区長へ連絡し、自主防災組織や、民生委員の協力により、避難行動要支援をはじめ、任意への周知拡散を図っている。防災行政無線のデジタル化と併せて、子島の増設や、戸別要援配布の検討を行う。	避難準備情報・避難指示等が発令された場合は、防災行政無線、登録制メール、緊急連絡メール、SNS、アラート等を用いて広報を行う。対象地域の区長へ連絡し、自主防災組織や、民生委員の協力により、避難行動要支援をはじめ、任意への周知拡散を図っている。平成20～21年度で防災行政無線のデジタル化を検討中。	防災に関する会議や地域住民から寄せられる意見に対して、随時、検討し改善が図れるものについては、図っている。
(5) 近接市町村における避難場所の指定(広域避難体制の構築)等								
10	現状の避難場所・避難経路・避難経路体制の再確認と改善	T, U, V, AD	引き続き実施	市町村	ハザードマップに避難場所を掲載し、市のホームページで公開している。避難経路については今後検討していく。	指定緊急避難場所や、指定避難所は、主に小中学校の体育館を指定している。避難経路が未決定のため、今後検討する。	水害による避難経路の再確認は、水害による避難所の場所が決定後となる。	防災に関する会議や地域住民から寄せられる意見に対して、随時、検討し改善が図れるものについては、図っている。
11	当該市町村内の避難場所だけでは避難者を収容しきれない場合には、近接市町村における避難場所の指定や連絡体制について検討	Q, R, S, V, W, AF	必要に応じて	関東地区・県・市町村	近接市町村と相互協定を結んでおり、必要に応じて他市町村の避難場所を利用可能。	災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定を結んでいる。近接市町村と協議し、避難所・避難経路の確保を行う。	-	隣接市と避難場所の相互利用の協定を締結している。
12	必要となる避難場所、避難経路等の整備にあたり、河川工事等の発生土砂を有効活用するなど、連携による効果的な整備を実施	Q, R	必要に応じて	関東地区・県・市町村・水資源機構	必要に応じて検討する。	必要に応じて、河川管理者と連携した効果的な避難場所等の整備を検討する。	-	必要に応じて、河川管理者と連携した効果的な避難場所等の整備を図る。
(6) 要配慮者施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施								
13	国等が推薦するモデル施設で作成する避難確保計画に関する知見について共有	AC	H30年度	関東地区・県・市町村	福祉担当課と連携し、参考となる情報の共有を図る。	-	-	埼玉県防災協議会等を通じて地域の共有を図る。
14	対象となる全ての要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練の実施を目指す	AC	H33年度	県・市町村	要配慮者施設における避難訓練に対して補助金制度を設ける。	-	福祉担当課と連携し、要配慮者施設における避難計画の作成・避難訓練の実施を検討する。	国や県から情報提供があることに、随時関係機関へ情報提供している。計画の作成についても同様である。
(7) 想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域の作成と周知								
15	想定最大規模降雨による浸水想定区域図の作成・公表	A, V	H31年度	県				
16	浸水想定区域図の周知・啓発	L, M, P	H31年度	県				
(8) 水害ハザードマップの改良、周知、活用								
17	水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する優良事例の共有	A, B	H33年度	市町村	水害ハザードマップを平成29年3月に更新し全戸配布を実施。他市町村の優良事例を参考に周知と改善方法を検討する。			国・県管理河川の水害シミュレーションに策定にあわせて、水害ハザードマップを作成する。事例を参考に水害ハザードマップの説明会を実施を検討する。
18	想定最大規模降雨による浸水想定区域図が作成された場合に、速やかに水害ハザードマップを作成・公表	A	H33年度	市町村	都幾川の想定最大規模降雨による浸水想定区域図の公開に伴い、水害ハザードマップを更新(H29); 全戸配布。市野川系の最大規模浸水想定区域図が公表された際に更新・配布予定。			国・県管理河川の水害シミュレーションに策定にあわせて、速やかに水害ハザードマップを作成し公表する。
19	水害ハザードマップの国土交通省ハザードマップポータルサイトへの登録	A, B	引き続き実施	市町村	ハザードマップポータルサイトに水害ハザードマップを登録済み。			水害ハザードマップを作成した場合には登録を行う。
20	水害ハザードマップを活用した訓練の実施	B	引き続き実施	市町村	水害ハザードマップを活用した自主防災組織向けの図上訓練を実施した。			水害ハザードマップを活用した訓練の検討を行う。
(9) 浸水実績等の周知								
21	各機関が既に保有する浸水実績を共有し、市町村において速やかに住民等に周知	B, D	H30年度	県・市町村・水資源機構	浸水実績を水害ハザードマップとして、市のホームページで公開している。	浸水実績の収集に努め、把握した場合には町HPなどで公表を検討する。		地域防災計画に掲載し、公表している。
22	まちごとまちごとハザードマップの整備・拡充	C	引き続き実施	市町村	東電カンプランニング株式会社と避難所誘導案内付電柱広告に関する協定を締結している。本協定の周知を図っていく。			電柱広告に防災情報をなどの公共的な情報を掲載する「地域貢献型広告に関する協定」を締結している。【平成28年度】
(10) 防災教育の促進								
23	国の指導により作成した指導計画を、全ての学校に共有	B, F, X	H30年度	関東地区・県・市町村	教育担当課と連携し、情報共有を図る。	国の指導により作成した指導計画の情報提供を受けた場合には、市内の学校に情報共有を行うことを検討する。		今後、実施に向け検討する。
24	教職員を対象とした講習会の実施	B, F, X	H33年度	協議会全体	必要に応じて実施を検討する。	教職員を対象とした講習会の実施について検討する。	指定避難所となっている学校の教職員と、その地区の自主防災組織役員と合同でHUG訓練を実施し、防災教育に取り組んでいる。	今後、実施に向け検討する。
25	出前講座等を活用した講習会の実施	B, F, X	引き続き実施	協議会全体	自主防災組織等からの依頼により出前講座を実施している。			自主防災組織を始めとした地域の防災訓練等への職員の派遣を行っている。
(11) 危機管理型水位計、河川監視用カメラの整備								
26	危機管理型水位計の整備	O, AG	H33年度	県				
27	河川監視用カメラの拡充	O, AG	引き続き実施	県				
② 物理的な防災活動のための取組								
(12) 水防団(消防団)への河川水位等に係る情報提供								
28	水防団(消防団)への河川水位等に係る確実な情報伝達手段の検討	AH	引き続き実施	市町村	今後必要に応じて情報伝達手段の多様化を検討予定。	河川水位等に係る情報は、本部から直接消防団へ電話連絡を行う。電話連絡以外の情報伝達手段を検討する。	スマートフォンやタブレットによるSNSを活用した水位情報の共有を行っている。	大雨等による水害発生時の危険性を把握するため、台風等の襲来予測時は町、消防署、消防団、警察の密に連携を図っている。特に、消防署、消防団については、町役場に情報連絡員を派遣し、常に無線で伝達と連絡が取れる環境を確保しており、現場では河川の水位を常時確認している。
(13) 重要水防施設の点検及び水防資機材の確保								
29	重要水防施設の共同点検の実施	AG	引き続き実施	県・市町村	荒川上流河川事務所及び県立整備事務所と共同点検を実施している。	毎年、県が実施している重要水防施設等の共同点検に参加している。共同点検に対象地域区長など関係者も参加している。	平成30年度より町内河川が指定され、水防重要施設の共同点検に参加している。	合同点検に参加している。
30	水防資機材等の配備・確認	AL	引き続き実施	関東地区・県・市町村	土のう、シート、スコップ、排水ポンプ等の水防資機材を市内倉庫とは立地場所別本部管内の消防倉庫に保管している。	排水ポンプを町及び消防団専用に保管し、土のうを消防団専用に保管している。資機材の数が不十分のため、購入を検討する。		主に土のうについては、常に配備できるよう確保している。
(14) 水防に関する広報の充実(水防環境確保に係る取組)								
31	水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参加を促すための広報の充実	AI	引き続き実施	市町村	水防団員(消防団員)の募集案内を市役所のHPに掲載している。	町ホームページにて消防団員の募集を行うことを検討する。	広報等により、消防団(水防団)の役員募集等を定期的にやっている。	水防団(消防団)員の募集を消防署で行っている。併せて、町ホームページ等で周知している。
(15) 水防訓練の充実								
32	多様な関係機関や住民等の参加による、実践的な水防訓練の実施	AJ, AN	H33年度	市町村	必要に応じて実施を検討する。	消防団、河川管理者、住民等が参加する水防訓練の実施を検討する。		毎年、水防団・自主防災会が参加する水防訓練を実施している。
(16) 水防団での連携、協力に関する検討								
33	大規模災害に対して広域的、効果的な水防活動が実施できるような関係者の協働体制について検討、調整	AG, AK, AL, AM, AN	H33年度	市町村	水防団(消防団)との連携強化に向けて内容を検討する。	近隣の消防団との連絡が必要な場合は、部長同士で連絡を取り合うこととしている。具体的な協力内容を協議する。		大雨等による水害発生時の危険性を把握するため、台風等の襲来予測時は町、消防署、消防団、警察の密に連携を図っている。
(17) 市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報提供の充実								
34	浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に設置する情報共有システム、各施設管理者に対する浸水時の情報伝達体制・方法について検討	AO, AP	H33年度	県・市町村	-			施設管理者と情報共有している。
(18) 市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報提供の充実								
35	浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者に設置する情報共有システム、非常用電源等の対策を施設管理者が実施するよう調整	AO, AP, AQ, AR	H33年度	県・市町村	-			対象施設：川島町庁舎 非常用電源や電話交換機等を浸水しにくい高さに設置している。
③ 地盤水の排水、浸水被害軽減に関する取組								
(19) 排水施設、排水資機材に関する情報の共有								
36	水害リスク情報の共有とともに、現状の施設・機材の情報の共有	AS	引き続き実施	関東地区・県・市町村・水資源機構	水害ハザードマップと内水ハザードマップ及び市内の排水施設の情報をHP等で公開している。	排水ポンプを町及び消防団専用に保管している。資機材の数が不十分のため、購入を検討する。		町及び水防団で可搬式排水ポンプを所有している。
(20) 浸水被害軽減地区の指定								
37	浸水リスクの拡大を抑制する効果があると認められる土地に係る情報(地形データや雨量シミュレーション結果)を水防管理者に提供	AT	必要に応じて	県				
38	複数の市町村に係る浸水被害軽減地区の指定については、水防管理団で指定の予定や課題等を共有し、連携して指定に取り組む。	AT	必要に応じて	市町村	必要に応じて実施を検討する。	必要に応じて浸水被害軽減地区の指定に向けた検討を行う。		
④ ハード対策の主な取組								
① 河川管理施設の整備等に関する事項								
(21) 洪水犯を未然に防ぐ対策								
39	堤防等河川管理施設の整備	AU	引き続き実施	県				
(22) 高規格堤防への対策								
40	決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫	AV	引き続き実施	県				
(23) 排水機場の耐水化の検討								
41	排水機場の耐水化の検討	AW	H33年度	県				

取組状況

〇概ね5年で実施する取組内容

項目	課題	目標時期	取組機関	秩父市	横瀬町	長瀬町	皆野町	小鹿野町
ソフト対策の主な取組								
①円滑かつ迅速な避難のための取組								
(1) 洪水時における河川管理者からの情報提供	E, G	H30出水期	県・市町村					
(2) 避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認(水害対応タイムライン)								
2 水害対応タイムラインの作成	H, J, K, P	H33R3年度	県・市町村・気象台	未着手	「災害時初動マニュアル」は策定済みであるが、水害対応タイムラインは未策定。今後検討する。	県管理河川を対象とした水害対応タイムラインの作成について検討していく	県管理河川を対象とした水害対応タイムラインの作成について検討していく	県管理河川を対象とした水害対応タイムラインの作成について検討していく。
3 水害対応タイムラインを活用して洪水対応訓練を実施	K, AE	毎年	協議会全体	未着手	「災害時初動マニュアル」に基づき、台風による風水害を想定した職員参集から住民避難までの訓練を、例年7月頃実施中。	-	住民参加型防災訓練 内容検討中(土砂災害)	-
4 避難勧告の発令基準やタイムラインの見直しを実施	J, K, O, P	必要に応じて	県・市町村・気象台	未着手	「災害時初動マニュアル」に発令基準記載済み。【平成29年4月】	H30R「長瀬町避難勧告等の判断基準及び伝達マニュアル」改訂	H28.7地域防災計画改訂	土砂災害を想定した、避難勧告等判断・伝達マニュアルを策定した。
(3) 水害危険性の周知促進								
5 水位通知河川の拡大	I	H33R3年度	県					
6 簡易な方法も活用した浸水想定及び河川水位等の情報提供	D, I	H33R3年度	県					
(4) 情報伝達方法の改善等								
7 洪水情報のアラートを活用した提供、プッシュ型配信の実施	N, X, Y, AA	H33R3年度	県					
8 気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警戒級の現象」等の改善	L, M, O	引き続き実施	気象台					
9 住民等への情報伝達方法の改善	N, X, Y, Z, AB, AD	引き続き実施	市町村	「防災行政無線の更新により、デジタル化、全市一斉放送が可能。防災行政無線とエリアメール、安心・安全メール、音声応答装置が連携。」「防別受信機の配布(旧町村地区全世帯。旧秩父市は議員・町会役員・民生委員・65歳以上の単身老人・避難行動要支援者・土砂災害警戒区域内にお住まいの方等)」	「防災行政無線、安心・安全メール、エリアメール等で周知広報している。」「必要に応じて区長等関係者に直接連絡。	防災行政無線、広報車、ちちぶ安心安全メール、SNS等に加え、ヤフー株式会社と協定を締結し、防災行政無線整備 防災アプリを活用した情報伝達を実施。	防災行政無線整備 安心安全メールサービス	「避難準備・高齢者避難開始・避難勧告・避難指示(緊急)を発令した場合は、防災行政無線、広報車、ちちぶ安心安全メール配信サービスにて広報を行っている。」「各地区担当の災害調査員が区長と連絡を取り、情報収集・伝達を行っている。」「防災行政無線のデジタル化に向けて平成31年度に実施設計予定。
(5) 近接市町村における避難場所の設定(広域避難体制の構築)等								
10 現状の避難場所・避難経路・避難誘導体制の再確認と改善	T, U, V, AD	引き続き実施	市町村	「指定緊急避難場所を指定。主に指定避難所のほかに、グラウンドや公園等を指定。」	指定緊急避難場所や緊急避難場所は、主に小中学校や公民館を指定している。	町内学校(3箇所)と中央公民館を避難所に指定。町内学校(2箇所)を緊急避難場所に指定。町公共施設(長瀬町多世代ふれあいセンター長瀬)を避難所及び緊急避難場所に指定。	H28.7地域防災計画策定時避難所指定 他避難場所要検討	「指定緊急避難所や緊急避難所は、主に小中学校や公民館を指定しているが、新たに土砂災害警戒区域内に指定された箇所においては、指定をなし、代替箇所を指定している。」「避難経路については策定のため、今後検討する。
11 当該市町村内の避難場所だけでは避難者を受けきれない場合には、近接市町村における避難場所の設定や連絡体制等について検討	Q, R, S, V, W, AF	必要に応じて	関東地整・県・市町村	-	必要に応じて、近接市町村における避難場所の設定や連絡体制等について検討するが、今のところ予定なし。	-	隣接市町村との調整が必要	-
12 必要となる避難場所、避難経路等の整備にあたり、河川工事等の発生土砂を有効活用するなど、連携による効率的な整備を実施	Q, R	必要に応じて	関東地整・県・市町村・水資源機構	-	必要に応じて、河川管理者と連携した効率的な避難場所等の整備を検討するが、今のところ予定なし。	-	-	-
(6) 要配慮者施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施								
13 国等が他県のモデル施設で作成する避難確保計画に関する知見について共有	AC	H30年度	関東地整・県・市町村	-	町で策定した「避難行動要支援者避難支援プラン」について、民生委員と情報共有している。	-	-	-
14 対象となる全ての要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練の実施を目指す	AC	H33R3年度	県・市町村	施設管理者に周知している	「避難行動要支援者避難支援プラン」について策定済みであるが、避難訓練の実施予定無し。	-	要配慮者施設にて策定中	要配慮者施設を交えた避難訓練を実施した。一部の施設では避難確保計画策定を完了しており、今後も計画未策定の施設へ計画策定を依頼する。
(7) 想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域の作成と周知								
15 想定最大規模降雨による浸水想定区域図の作成・公表	A, V	H31R1年度	県					
16 地点別浸水シミュレーション結果システムへの登録	L, M, P	H31R1年度	県					
(8) 水害ハザードマップの改善・周知・活用								
17 水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する優良事例の共有	A, B	H33R3年度	市町村	-	-	-	-	-
18 想定最大規模降雨による浸水想定区域図が作成された場合には、速やかに水害ハザードマップを作成・公表	A	H33R3年度	市町村	-	-	-	-	-
19 水害ハザードマップの国土交通省ハザードマップポータルサイトへの登録	A, B	引き続き実施	市町村	-	-	-	-	-
20 水害ハザードマップを活用した訓練の実施	B	引き続き実施	市町村	-	-	-	-	-
(9) 浸水実績等の周知								
21 各機関が既に保有する浸水実績を共有し、市町村において速やかに住民等に周知	B, D	H30年度	県・市町村・水資源機構	ハザードマップを作成し全家庭に配布	浸水実績の収集に努め、把握した場合には町HP等で公表する。	-	-	-
22 まるごとまちごとハザードマップの整備・拡充	C	引き続き実施	市町村	-	-	-	-	-
(10) 防災教育の促進								
23 国の指導により作成した指導計画を、全ての学校に共有	B, F, X	H30年度	関東地整・県・市町村	-	-	-	-	-
24 教職員を対象とした講習会の実施	B, F, X	H33R3年度	協議会全体	-	-	-	-	-
25 出前講座等を活用した講習会の実施	B, F, X	引き続き実施	協議会全体	-	横瀬町HPにて、地域防災計画、防災ガイドブック、指定避難所等の情報を掲載。区長会において、防災訓練の依頼や避難方法等を情報提供として説明している。	年1回、行政区長(自主防災組織リーダー兼任)を対象に防災研修を実施。	-	-
(11) 危機管理型水位計、河川監視用カメラの整備								
26 危機管理型水位計の整備	O, AG	H33R3年度	県					
27 河川監視用カメラの拡充	O, AG	引き続き実施	県					
2.的確な水防活動のための取組								
(12) 水防団(消防団)への河川水位等に係る確実な情報伝達手段の検討	AH	引き続き実施	市町村	防災行政無線及び登録制メール	必要に応じて、町HP、消防団へ無線、電話、メール等により情報提供している。	防災行政無線(移動系)を活用し情報伝達を実施。	防災行政無線整備 安心安全メールサービス	-
(13) 重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認								
29 重要水防箇所の共同点検の実施	AG	引き続き実施	県・市町村	-	-	-	-	-
30 水防資機材等の配備・確認	AL	引き続き実施	関東地整・県・市町村	-	消防団面に積載されているポンプについては毎月消防団が機械器具点検している。保管されている投光器、ブルーシート、土のう等は各管理者が点検している。	行政区からの要望に応じて土嚢を配付。	-	-
(14) 水防に関する広報の充実(水防団確保に係る取組)								
31 水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画を促すための広報の充実	AI	引き続き実施	市町村	-	消防団員の募集については広報や、各分団が常時行っている。	町広報誌に団員募集の記事掲載。	広報誌 消防団員募集記事掲載	「消防団のホームページを作成し、組織や活動内容について紹介し、常時団員募集を行っている。」「広報誌やホームページ等で広く消防団員の募集や自主防災組織等の参加を促している。
(15) 水防訓練の充実								
32 多様な関係機関や住民等の参加による、実践的な水防訓練を実施	AJ, AN	H33R3年度	市町村	-	「災害時初動マニュアル」に基づき、台風による風水害を想定した職員参集から住民避難までの訓練を、例年7月頃実施中。	-	住民参加型防災訓練実施予定(土砂災害)	「防災訓練は毎年実施している。
(16) 水防団間での連携、協力に関する検討								
33 大規模氾濫に対して広域的、効率的な水防活動が実施できるよう関係者の協力内容等について検討、調整	AG, AK, AL, AM, AN	H33R3年度	市町村	-	平成19年に「秩父地域5市町消防団危機対応相互応援協定書」を締結しており、必要に応じて近隣の消防団(消防団)との連携強化を検討する。	平成19年に「秩父地域5市町消防団危機対応相互応援協定書」を締結済み。	近隣市町村との調整が必要	「秩父地域5市町消防団危機対応相互応援協定に基づき、相互支援することとしている。」「今後も協定に基づき対応する。
(17) 市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報提供の充実								
34 浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討	AO, AP	H33R3年度	県・市町村	-	-	-	-	-
(18) 市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実								
35 浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有し、耐水化や非常用電源等の対策を施設管理者が実施するよう調整	AQ, AP, AQ, AR	H33R3年度	県・市町村	-	-	-	-	-
3.浸水の水防、浸水被害軽減に関する取組								
(19) 排水施設、排水資機材に関する情報の共有								
36 水害リスク情報の共有とともに、現状の施設・機材の情報を共有	AS	引き続き実施	関東地整・県・市町村・水資源機構	-	消防団において、小型ポンプ積載車を12台保有している。下水処理施設において、小型排水ポンプを台保有している。	-	-	-
(20) 浸水被害軽減地区の指定								
37 浸水エリアの拡大を抑制する効用があると認められる土地に係る情報(地形データや氾濫シミュレーション結果)を水防管理者に提供	AT	必要に応じて	県	-	-	-	-	-
38 複数の市町村に係る浸水被害軽減地区の指定については、水防管理者間で指定の予定や課題等を共有し、連携して指定に取り組む。	AT	必要に応じて	市町村	-	-	-	-	-
ハード対策の主な取組								
4 河川管理施設の整備等に関する事項								
(21) 治水対策を未然に防ぎ								
39 堤防等河川管理施設の整備	AU	引き続き実施	県					
(22) 危機管理型ハード対策								
40 決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防防護の工夫	AV	引き続き実施	県					
(23) 排水機構の耐水化の検討								
41 排水機構の耐水化の検討	AW	H33R3年度	県					

取組状況

○概ね5年で実施する取組内容

項目	課題	目標時期	取組機関	本庄市	美里町	神川町	上里町
■ソフト対策の主な取組							
①円滑かつ迅速な避難のための取組							
(1)洪水時における河川管理者からの情報提供							
1	県管理河川を対象としたホットラインの構築	E, G	H30出水期	県・市町村	平成30年6月より運用を開始	平成30年6月より運用を開始	平成30年6月より運用を開始
(2)避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認(水害対応タイムライン)							
2	水害対応タイムラインの作成	H, J, K, P	H33R3年度	県・市町村・気象台	・タイムラインを作成済み。 ・地域防災計画に記載する予定。	地域防災計画の改定に併せて検討する。	県管理河川を対象とした水害対応タイムラインの作成について検討していく
3	水害対応タイムラインを活用して洪水対応訓練を実施	K, AE	毎年	協議会全体	・消防団(水防団)を対象とした水防研修を実施した。	地域防災計画の改定に併せて検討する。	-
4	避難勧告の発令基準やタイムラインの見直しを実施	J, K, O, P	必要に応じて	県・市町村・気象台	・地域防災計画で避難準備・高齢者等避難、避難勧告、避難指示(緊急)の発令基準を記載する予定。	地域防災計画の改定に併せて検討する。	-
(3)水害危険性の周知促進							
5	水位周知河川の拡大	I	H33R3年度	県			
6	簡易な方法も活用した浸水想定及び河川水位等の情報提供	D, I	H33R3年度	県			
(4)情報伝達方法の改善等							
7	洪水情報のアラートを活用した提供、プッシュ型配信の実施	N, X, Y, AA	H33R3年度	県			
8	気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善	L, M, O	引き続き実施	気象台			
9	住民等への情報伝達方法の改善	N, X, Y, Z, AB, AD	引き続き実施	市町村	避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)を発令した場合は、防災行政無線、広報車、市ホームページ、メール、FAX、テレビデータ放送、エリアメール、アラートで広報を行っている。	・防災行政無線のデジタル化と併せて情報伝達手段の多重化の検討を行う。	・防災行政無線のデジタル化と併せて情報伝達手段の多重化の検討を行う。
(5)近接市町村における避難場所の設定(広域避難体制の構築)等							
10	現状の避難場所・避難経路・避難誘導体制の再確認と改善	T, U, V, AD	引き続き実施	市町村	・指定避難所、指定緊急避難場所についてホームページに掲載している。 ・既存の地域防災計画で定める避難所・避難場所については、ハザードマップにおいてその浸水深等を示している。 ・避難経路については未策定のため、今後検討する。	地域防災計画の改定に併せて検討する。	近隣市町間で検討
11	当該市町村内の避難場所だけでは避難者を受容しきれない場合には、近接市町村における避難場所の設定や連絡体制等について検討	Q, R, S, V, W, AF	必要に応じて	関東地整・県・市町村	・深谷市及び群馬県伊勢崎市と災害時相互応援協定を結んでおり、連絡体制を構築している。 ・加須市及び群馬県渋川市と災害時相互応援協定を結んでおり、連絡体制を構築している。	戸田市との相互応援の協定を締結している。 ・地域防災計画の改定に併せて検討する。	-
12	必要となる避難場所、避難路等の整備にあたり、河川工事等の発生土砂を有効活用するなど、連携による効率的な整備を実施	Q, R	必要に応じて	関東地整・県・市町村・水資源機構	-	必要となる避難場所、避難路等の整備にあたっては、建設工事における発生土砂等の活用を図っていく。	-
(6)要配慮者施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施							
13	国等が他県のモデル施設で作成する避難確保計画に関する知見について共有	AC	H30年度	関東地整・県・市町村	福祉担当課と連携し、対象となる要配慮者利用施設と情報共有を図る。	モデル施設における避難確保計画に関する知見について、対象となる要配慮者利用施設と情報共有を図る。	-
14	対象となる全ての要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練の実施を目指す	AC	H33R3年度	県・市町村	・ハザードマップに浸水想定区域の要配慮者施設の記載があり、相談があった場合は、支援等の対応を行う予定。	・地域防災計画の改定に併せて、福祉担当課と連携し、要配慮者利用施設における訓練の実施支援を検討していく。	要配慮者利用施設における避難確保計画作成に係る指導を実施
(7)想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域の作成と周知							
15	想定最大規模降雨による浸水想定区域図の作成・公表	A, V	H31R1年度	県			
16	地点別浸水シミュレーション検査システムへの登録	L, M, P	H31R1年度	県			
(8)水害ハザードマップの改良、周知、活用							
17	水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する優良事例の共有	A, B	H33R3年度	市町村	他市町における優良事例を参考に、水害ハザードマップの周知方法を検討する。	・住民への水害ハザードマップの周知に関し、窓口配布、HP公開するなどしている。 地域防災計画の改定に併せて、周知及び訓練方法の改善を検討する。	(国)平成30年度作成の防災ガイド/ハザードマップにあわせ検討。 (県)県管理河川における浸水想定図の公表後、見直しを検討。
18	想定最大規模降雨による浸水想定区域図が作成された場合には、速やかに水害ハザードマップを作成・公表	A	H33R3年度	市町村	計画規模降雨に対応した水害ハザードマップを作成している。 想定最大規模降雨を対象とした水害ハザードマップを今後、作成・公表する予定。	計画規模降雨に対応した水害ハザードマップを作成している。 想定最大規模降雨を対象とした浸水想定区域図が作成された場合は、速やかに水害ハザードマップを改定・公表する。	(国)平成30年度作成の防災ガイド/ハザードマップで公表。 (県)県管理河川における浸水想定図の公表後、見直しを検討。
19	水害ハザードマップの国土交通省ハザードマップポータルサイトへの登録	A, B	引き続き実施	市町村	国土交通省ハザードマップポータルサイトに、計画規模降雨に対応した水害ハザードマップを登録している。 想定最大規模降雨を対象とした水害ハザードマップを登録する予定。	国土交通省ハザードマップポータルサイトに、計画規模降雨に対応した水害ハザードマップを登録済み。	(国)登録済み。 (県)県管理河川における浸水想定図の公表後、登録を検討。
20	水害ハザードマップを活用した訓練の実施	B	引き続き実施	市町村	自主防災組織のリーダー養成講座において、洪水ハザードマップを活用している。	地域防災計画の改定に併せて検討する。	(国)地域に応じた訓練の実施を検討。(県)地域に応じた訓練の実施を検討。
(9)浸水実績等の周知							
21	各機関が既に保有する浸水実績を共有し、市町村において速やかに住民等に周知	B, D	H30年度	県・市町村・水資源機構	・浸水実績を洪水ハザードマップにて公表する予定。	-	-
22	まるごとまちごとハザードマップの整備・拡充	C	引き続き実施	市町村	・浸水想定区域には、電柱に浸水深などの標示看板の設置を検討する。	地域防災計画の改定に併せて、避難経路、浸水実績の調査を検討する。	-
(10)防災教育の促進							
23	国の指導により作成した指導計画を、全ての学校に共有	B, F, X	H30年度	関東地整・県・市町村	国の指導により作成した指導計画の情報提供を受けた場合には、市内の学校に情報共有を行う。	国の支援により作成した指導計画を、市町村内の全ての対象となる学校に情報共有する。	-
24	教職員を対象とした講習会の実施	B, F, X	H33R3年度	協議会全体	教職員を対象とした水防に関する防災教育の研修会を検討する。	地域防災計画の改定に併せて検討する。	-
25	出前講座等を活用した講習会の実施	B, F, X	引き続き実施	協議会全体	・出前講座などで備蓄品や防災情報の入手方法などについて住民への周知を実施している。	・洪水時等の避難方法等について、自治会や自主防災会に説明会を実施	-
(11)危機管理型水位計、河川監視用カメラの整備							
26	危機管理型水位計の整備	O, AG	H33R3年度	県			
27	河川監視用カメラの拡充	O, AG	引き続き実施	県			
②的確な水防活動のための取組							
(12)水防団(消防団)への河川水位等に係る情報提供							
28	水防団(消防団)への河川水位等に係る確実な情報伝達手段の検討	AH	引き続き実施	市町村	・水防警報等の河川水位に係る情報は市から水防団へ電話連絡をしている。	水防警報等の河川水位に係る情報は、災害対策本部から直接消防団へ電話・FAXで連絡することとしている。 今後、地域防災計画の改定に併せて伝達手段について活動マニュアルの策定を検討する。	・水防警報等の河川水位に係る情報は、消防本部から水防団へ電話連絡をする。 ・水防団(消防団)への情報伝達手段の多重化の検討を行う。
(13)重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認							
29	重要水防箇所の共同点検の実施	AG	引き続き実施	県・市町村	・毎年、県が実施している重要水防箇所等の共同点検に参加している。	-	-
30	水防資機材等の配備・確認	AL	引き続き実施	関東地整・県・市町村	・市内の防災倉庫に内用水用の排水ポンプとスコップを所有している。	地域防災計画の改定、防災倉庫の建築に合わせ今後の整備計画を検討する。	・土のう、縄、シートなどを水防倉庫に分散して保管している。
(14)水防に関する広報の充実(水防団確保に係る取組)							
31	水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画を促すための広報の充実	AI	引き続き実施	市町村	・消防団で、常時団員募集を行っている。	・広報紙やホームページ等で広く水防団員の募集や自主防災組織、企業等の参加を促していく。	-
(15)水防訓練の充実							
32	多様な関係機関や住民等の参加による、実践的な水防訓練を実施	AJ, AN	H33R3年度	市町村	・毎年、坂東上流水害予防組合が実施する水防訓練に参加している。	地域防災計画の改定に併せて、訓練計画を検討する。	-
(16)水防団間での連携、協力に関する検討							
33	大規模氾濫に対して広域的、効率的な水防活動が実施できるよう関係者の協力内容等について検討、調整	AG, AK, AL, AM, AN	H33R3年度	市町村	・近隣の消防団(水防団)との連絡が必要な場合は、副水防長同士で連絡を取り合うこととしている。	近隣の消防団(消防団)と相互支援することとしている。	-
(17)市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報提供の充実							
34	浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討	AO, AP	H33R3年度	県・市町村	-	-	地域防災計画や業務継続計画で情報を共有し、検討予定。
(18)市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実							
35	浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有し、耐水化や非常用電源等の対策を施設管理者が実施するよう調整	AO, AP, AQ, AR	H33R3年度	県・市町村	-	-	地域防災計画や業務継続計画で情報を共有し、検討予定。
③氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組							
(19)排水施設、排水資機材に関する情報の共有							
36	水害リスク情報の共有とともに、現況の施設・機材の情報を共有	AS	引き続き実施	関東地整・県・市町村・水資源機構	・可搬式排水ポンプを2台所有している。 ・可搬式排水ポンプの追加購入を検討する。	現況の資機材の確認	・町内に排水ポンプ施設が1箇所ある。 関係機関と積極的に情報交換をし、共有する。
(20)浸水被害軽減地区の指定							
37	浸水エリアの拡大を抑制する効果があると認められる土地に係る情報(地形データや氾濫シミュレーション結果)を水防管理者に提供	AT	必要に応じて	県			
38	複数の市町村に係る浸水被害軽減地区の指定については、水防管理者間で指定の予定や課題等を共有し、連携して指定に取り組む。	AT	必要に応じて	市町村	必要に応じて浸水被害軽減地区の指定に向けた検討を行う。	近隣市町間で検討	-
■ハード対策の主な取組							
④河川管理施設の整備等に関する事項							
(21)洪水氾濫を未然に防ぐ対策							
39	堤防等河川管理施設の整備	AU	引き続き実施	県			
(22)危機管理型ハード対策							
40	決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫	AV	引き続き実施	県			
(23)排水機場の耐水化の検討							
41	排水機場の耐水化の検討	AW	H33R3年度	県			

取組状況

〇概ね5年で実施する取組内容

項目	課題	目標時期	取組機関	熊谷市	深谷市	寄居町
ソフト対策の主な取組						
①円滑かつ迅速な避難のための取組						
(1) 洪水時における河川管理者からの情報提供						
1 県管理河川を対象としたホットラインの構築	E, G	H30出水期	県・市町村	平成30年6月より運用を開始	平成30年6月より運用を開始	
(2) 避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認(水害対応タイムライン)						
2 水害対応タイムラインの作成	H, J, K, P	H33R3年度	県・市町村・気象台	県管理河川(福川)に関する水害対応タイムラインを作成する【平成31年度以降】	国管理河川のタイムラインは作成済み。県管理河川について、県と連携しながら作成していく。	県管理河川を対象とした水害対応タイムラインの作成について、県の作成に合わせて検討を行う。
3 水害対応タイムラインを活用して洪水対応訓練を実施	K, AE	毎年	協議会全体	タイムライン作成後に洪水対応訓練の実施を検討する【平成31年度以降】	タイムラインを作成後、訓練実施について検討する。	-
4 避難勧告の発令基準やタイムラインの見直しを実施	J, K, O, P	必要に応じて	県・市町村・気象台	必要に応じて、見直しを検討する。	必要に応じ見直しを実施する。	-
(3) 水害危険性の周知促進						
5 水位周知河川の拡大	I	H33R3年度	県			
6 簡易な方法も活用した浸水想定及び河川水位等の情報提供	D, I	H33R3年度	県			
(4) 情報伝達方法の改善等						
7 洪水情報のアラートを活用した提供、プッシュ型配信の実施	N, X, Y, AA	H33R3年度	県			
8 気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善	L, M, O	引き続き実施	気象台			
9 住民等への情報伝達方法の改善	N, X, Y, Z, AB, AD	引き続き実施	市町村	・市内全域の防災行政無線のデジタル化工事を完了した【平成29年度】 ・ホームページ、登録制メール、SNSでの情報伝達に加え、J-COMと協定を締結し、ケーブルテレビネットワークを通じた家の中でも防災行政無線放送が聴ける「防災情報サービス」を開始した【平成29年度】 ・市内のコミュニティ放送局「FMクマガヤ」と災害時の緊急放送に関する協定を締結した【平成30年度】	防災行政無線の保守、適切な運用を行うとともに、複数の情報伝達手段使用し、災害時の適切な情報提供に努める。	情報伝達手段の多重化の検討を行う。
(5) 近接市町村における避難場所の設定(広域避難体制の構築)等						
10 現状の避難場所・避難経路・避難誘導体制の再確認と改善	T, U, V, AD	引き続き実施	市町村	想定最大規模の浸水想定区域に基づいた避難場所の再確認を予定している。 【福川の浸水想定区域が公表され次第】	避難場所、避難経路の再確認、市民への周知を図る。	避難経路については未作成のため今後検討する
11 当該市町村内の避難場所だけでは避難者を収容しきれない場合には、近接市町村における避難場所の設定や連絡体制等について検討	Q, R, S, V, W, AF	必要に応じて	関東地整・県・市町村	利根川左岸の妻沼小島地区については、災害協定に基づき隣接の太田市に避難場所等を設定している。【平成9年度】	熊谷市、本庄市、寄居町、群馬県伊勢崎市と災害時相互応援協定を締結しており、連絡体制を構築している。	-
12 必要となる避難場所、避難路等の整備にあたり、河川工事等の発生土砂を有効活用するなど、連携による効率的な整備を実施	Q, R	必要に応じて	関東地整・県・市町村・水資源機構	必要に応じて検討する。	必要に応じて河川管理者と連携した効率的な避難場所等の整備を検討する。	-
(6) 要配慮者施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施						
13 国等が他県のモデル施設で作成する避難確保計画に関する知見について共有	AC	H30年度	関東地整・県・市町村	県消防防災課を通して内閣府等が作成した「要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集」の提供を受けたため、市ホームページに掲載した。【平成29年度】	福祉担当課と連携し、対象となる要配慮者施設と情報共有を図る。	-
14 対象となる全ての要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練の実施を目指す	AC	H33R3年度	県・市町村	平成29年度、浸水想定区域内の要配慮者利用施設を対象に「避難確保計画の作成に関する説明会」を実施した。また、要配慮者利用施設への氾濫注意水位FAX通知訓練の送付文面に、計画未作成施設に対して作成を促す内容を盛り込んだ。【平成30年度】	福祉担当課と連携し、要配慮者施設への周知、作成依頼を実施する。	-
(7) 想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域の作成と周知						
15 想定最大規模降雨による浸水想定区域図の作成・公表	A, V	H34R1年度	県			
16 地点別浸水予測システム検索システムへの登録	L, M, P	H34R1年度	県			
(8) 水害ハザードマップの改良、周知、活用						
17 水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する優良事例の共有	A, B	H33R3年度	市町村	協議会を通して提供された優良事例を参考に水害ハザードマップの作成等を行う予定【平成32年度】	ハザードマップを活用した防災訓練や出前講座の実施に努めるとともに、優良事例の共有を図る。	
18 想定最大規模降雨による浸水想定区域図が作成された場合には、速やかに水害ハザードマップを作成・公表	A	H33R3年度	市町村	想定最大規模降雨による浸水想定区域図が作成された場合には、速やかに水害ハザードマップを作成・公表する予定【平成32年度】	想定最大規模降雨に対応したハザードマップを作成する予定。	
19 水害ハザードマップの国土交通省ハザードマップポータルサイトへの登録	A, B	引き続き実施	市町村	登録済み。	登録済み。	
20 水害ハザードマップを活用した訓練の実施	B	引き続き実施	市町村	実施を検討する。	自主防災組織の訓練等で活用している。	
(9) 浸水実績等の周知						
21 各機関が既に保有する浸水実績を共有し、市町村において速やかに住民等に周知	B, D	H30年度	県・市町村・水資源機構	協議会を通して提供された浸水実績を共有し、住民等に周知を図る予定。	必要に応じ周知を図る。	-
22 まるごとまちごとハザードマップの整備・拡充	C	引き続き実施	市町村	市内約200箇所の防災行政無線に各地域の「最大浸水深」標識を掲示した【平成30年度】	整備を検討する。	-
(10) 防災教育の促進						
23 国の指導により作成した指導計画を、全ての学校に共有	B, F, X	H30年度	関東地整・県・市町村	国の指導により作成した指導計画の情報提供を受けた場合には、全ての学校に共有する	教育委員会と連携し、学校との共有を図る。	-
24 教職員を対象とした講習会の実施	B, F, X	H33R3年度	協議会全体	平成30年7月、市内小中学校の防災担当教員を対象とした「安全教育主任会議」において、洪水に関する講習会を実施した【平成30年度】	教職員を対象とした講習会の実施について検討する。	-
25 出前講座等を活用した講習会の実施	B, F, X	引き続き実施	協議会全体	市内各所で市政宅配講座及び自主防災組織を対象とした防災講演を実施しており、水害対策についても啓発を行っている。【随時】	自主防災組織や団体等への出前講座を実施している。	-
(11) 危機管理型水位計、河川監視カメラの整備						
26 危機管理型水位計の整備	O, AG	H33R3年度	県			
27 河川監視カメラの拡充	O, AG	引き続き実施	県			
②的確な水防活動のための取組						
(12) 水防団(消防団)への河川水位等に係る情報提供						
28 水防団(消防団)への河川水位等に係る確実な情報伝達手段の検討	AH	引き続き実施	市町村	水防警報等の河川水位に係る情報は、消防本部と連絡調整をし、消防団へ電話連絡をしている。	水防警報等の河川水位に係る情報は、消防本部から水防団へ電話連絡をしている。 水防団(消防団)への情報伝達手段の多重化の検討を行う。	IP無線機の配備【平成29年度実施済】
(13) 重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認						
29 重要水防箇所の共同点検の実施	AG	引き続き実施	県・市町村	毎年、国及び県が実施している重要水防箇所等の共同点検に参加している。	毎年、県が実施している重要水防箇所等の共同点検に参加している。 県が実施する重要水防箇所等の共同点検に水防団(消防団)が参加するよう調整していく。	-
30 水防資機材等の配備・確認	AL	引き続き実施	県・市町村	土のう袋、縄、シートなどを水防倉庫に分散して保管している。点検を月に一度実施している。	土のう、縄、シートなど水防倉庫に保管している。点検も数か月に1度実施している。 資機材の数量を確保していく。	-
(14) 水防に関する広報の充実(水防団確保に係る取組)						
31 水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画を促すための広報の充実	AI	引き続き実施	市町村	水防団のホームページを作成し、組織や活動内容について紹介し、常時団員募集を行っている。	消防本部が広報誌などを通じ、常時団員募集を行っている。 広報紙やホームページ等で広く水防団員の募集や自主防災組織、企業等の参加を促していく。	水防団員の募集としては行っていない。
(15) 水防訓練の充実						
32 多様な関係機関や住民等の参加による、実践的な水防訓練を実施	AJ, AN	H33R3年度	市町村	水防訓練を実施している。	毎年、大里郡利根川水害予防組合が実施する水防訓練に参加している。 住民等も参加する水防訓練の実施を検討する。	-
(16) 水防団間での連携、協力に関する検討						
33 大規模氾濫に対して広域的、効率的な水防活動が実施できるよう関係者の協力内容等について検討、調整	AG, AK, AL, AM, AN	H33R3年度	市町村	近隣の消防団と水防事務組合等を組織し相互支援することとしている。	近隣の消防団(消防団)で大里郡利根川水害予防組合を形成しているため、水防活動時には相互支援することとしている。 近隣の消防団(消防団)と具体的な連絡方法、協力内容について検討する。	-
(17) 市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報提供の充実						
34 浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討	AO, AP	H33R3年度	県・市町村	浸水想定区域内の病院については、水防法に基づき、洪水予報等をFAX通知している【平成29年度以降】 また、非常時に円滑な情報伝達が行えるよう上記病院に対して氾濫注意水位FAX通知訓練を実施した。【平成30年度】	浸水想定区域内の公共施設について、情報を共有している。	-
(18) 市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実						
35 浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有し、耐水化や非常用電源等の対策を施設管理者が実施するよう調整	AO, AP, AQ, AR	H33R3年度	県・市町村	協議会を通して提供された情報を共有し、対策を実施するよう情報提供する予定。	庁舎の建て替えにて対応予定。	-
③氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組						
(19) 排水施設、排水資機材に関する情報の共有						
36 水害リスク情報の共有とともに、現況の施設・機材の情報を共有	AS	引き続き実施	関東地整・県・市町村・水資源機構	・大里地区内に排水ポンプ施設が1箇所ある。	必要な情報共有を図っている。	-
(20) 浸水被害軽減地区の指定						
37 浸水エリアの拡大を抑制する効用があると認められる土地に係る情報(地形データや氾濫シミュレーション結果)を水防管理者に提供	AT	必要に応じて	県			
38 複数の市町村に係る浸水被害軽減地区の指定については、水防管理者間で指定の予定や課題等を共有し、連携して指定に取り組み。	AT	必要に応じて	市町村		必要に応じ、共有・連携を図る。	-
ハード対策の主な取組						
④河川管理施設の整備等に関する事項						
(21) 洪水氾濫を未然に防ぐ対策						
39 堤防等河川管理施設の整備	AU	引き続き実施	県			
(22) 危機管理型ハード対策						
40 決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫	AV	引き続き実施	県			
(23) 排水機場の耐水化の検討						
41 排水機場の耐水化の検討	AW	H33R3年度	県			

取組状況

〇概ね5年で実施する取組内容

項目	課題	目標時期	取組機関	行田市	加須市	羽生市
ソフト対策の主な取組						
①円滑かつ迅速な避難のための取組						
(1) 洪水時における河川管理者からの情報提供						
1 県管理河川を対象としたホットラインの構築	E, G	H30出水期	県・市町村	平成30年6月より運用を開始	平成30年6月より運用を開始	
(2) 避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認(水害対応タイムライン)						
2 水害対応タイムラインの作成	H, J, K, P	H30R3年度	県・市町村・気象台	利根川、荒川については、作成済 今後、タイムラインを作成する予定	・利根川・渡良瀬川タイムラインは作成し、実行している。 ・県管理河川等は無堤防であることから、内水氾濫タイムラインを作成し対応している。 ・より大きな被害が想定される利根川等の氾濫を想定した水防訓練、広域避難訓練を実施しているが、県管理河川については実施していない	・風水害対応のタイムラインを作成済み。 ・平成30年7月にハザードマップの浸水想定とタイムラインに基づき、洪水避難訓練を実施。 ・今後の実施についても検討をする。
3 水害対応タイムラインを活用して洪水対応訓練を実施	K, AE	毎年	協議会全体	国管理河川と合わせた訓練を検討する。		
4 避難勧告の発令基準やタイムラインの見直しを実施	J, K, O, P	必要に応じて	県・市町村・気象台	地域防災計画等で避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)の発令基準を記載している。 必要に応じて、見直しを図っていく。	・地域防災計画を平成30年6月に改定するなど、随時見直しを行っている。 ・県管理河川に係る発令基準はない。 ・平成29年8月に利根川中流4県広域広域避難協議会を設立し、国、県、近隣自治体と広域避難の検討を進めている。	・地域防災計画で避難勧告等の発令基準を記載している。 ・発令基準に関しては、今後必要に応じて見直しを行う。
(3) 水害危険性の周知促進						
5 水位周知河川の拡大	I	H30R3年度	県			
6 簡易な方法も活用した浸水想定及び河川水位等の情報提供	D, I	H30R3年度	県			
(4) 情報伝達方法の改善等						
7 洪水情報のアラートを活用した提供、プッシュ型配信の実施	N, X, Y, AA	H30R3年度	県			
8 気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善	L, M, O	引き続き実施	気象台			
9 住民等への情報伝達方法の改善	N, X, Y, Z, AB, AD	引き続き実施	市町村	・避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)を発令した場合は、速やかに防災行政無線、緊急連絡メール、広報車、フェイスブック、ツイッター等を通じて市民等に周知することとしている。 ・自主防災組織の地域コミュニティとの協力・連携により、避難行動要支援者をはじめ住民への周知漏れを防ぐようにしている。	・地域防災計画に、災害広報として、防災行政無線や電話・FAXなどをもち、段階的に、誰か、何を、どのように、情報伝達していくかを定めている。 ・防災行政無線の聞こえづらい方向に、電話による自動応答サービス等の補充対策を継続して行う。	・防災行政無線(難読地区には防災ラジオを配布)、広報車、メール配信サービス、緊急連絡メール、アラート、報道機関の協力等、複数の手段により、情報伝達を行う。 ・非行な及び難読地域の解消等のため、防災行政無線のデジタル化を検討中。 (財政的な問題から、現時点で実施時期は不明)
(5) 近接市町村における避難場所の設定(広域避難体制の構築)等						
10 現状の避難場所・避難経路・避難誘導体制の再確認と改善	T, U, V, AD	引き続き実施	市町村	指定緊急避難場所や指定避難所は、主に小中学校や公民館を指定している。	・主に小中学校などを避難場所に指定している。 ・必要に応じて見直しを行う	・指定緊急避難場所は、主に都市公園と小中学校のグラウンドを指定している。緊急指定避難所は、主に小中学校や公民館を指定している。 ・洪水ハザードマップの改定に合わせて、避難所等の再検討を実施し、想定最大規模降雨時に使用できる避難所と階層を記載した。避難経路については自主防災組織の避難訓練等で検討する。
11 当該市町村内の避難場所だけでは避難者を収容しきれない場合には、近接市町村における避難場所の設定や連絡体制等について検討	Q, R, S, V, W, AF	必要に応じて	関東地整・県・市町村	県内外の協定先と連携を図り市外の避難場所確保を行う。	・関東どまんなかサミット会議構成市間で相互利用する避難所を決定している。また、毎年度、連絡先の交換等を行っている。 ・利根川中流4県広域広域避難協議会において、広域避難について検討を進めている。	・市内ホテルと災害時における客室の優先的な確保について、協定を締結している。 ・既に締結している市町村間相互応援協定の内容拡充、新規協定の締結を検討していく。
12 必要となる避難場所、避難路等の整備にあたり、河川工事等の発生土砂を有効活用するなど、連携による効率的な整備を実施	Q, R	必要に応じて	関東地整・県・市町村・水資源機構	-	・必要に応じて行う	・必要に応じて、河川管理者と連携した効率的な避難場所等の整備を検討する。
(6) 要配慮者施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施						
13 国等が他県のモデル施設で作成する避難確保計画に関する知見について共有	AC	H30年度	関東地整・県・市町村	モデル施設における避難確保計画に関する知見について、対象となる要配慮者利用施設と情報共有を図る。	・避難確保計画のひな型を配布している ・参考となる情報を共有していく ・避難確保計画の作成を支援している ・引き続き実施する	・モデル施設における避難確保計画に関する知見について、対象となる要配慮者利用施設と情報共有を図る。
14 対象となる全ての要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練の実施を目指す	AC	H30R3年度	県・市町村	県及び市担当課と連携を図り、施設で策定している避難計画への水害も対象とした位置づけと避難訓練の支援。	・引き続き実施する ・災害時要援護者(要配慮者)利用施設の避難確保計画は、258施設のうち168施設が策定済み。	・現在、各施設における、計画策定状況の確認作業中である。 ・福祉関係部局と連携し、計画の作成及び訓練の実施を助言していく。
(7) 想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域の作成と周知						
15 想定最大規模降雨による浸水想定区域図の作成・公表	A, V	H31R1年度	県			
16 地点別浸水シミュレーション検索システムへの登録	L, M, P	H31R1年度	県			
(8) 水害ハザードマップの改良、周知、活用						
17 水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する優良事例の共有	A, B	H30R3年度	市町村	市町における優良事例を参考に、国及び県管理河川の洪水ハザードマップを作成している。(平成31年度周知予定)	・水害ハザードマップを作成し、防災講座で配布する等周知している。 ・想定最大規模降雨に対応したハザードマップ作成に併せ、講演会、説明会等を行う予定。	-
18 想定最大規模降雨による浸水想定区域図が作成された場合には、速やかに水害ハザードマップを作成・公表	A	H30R3年度	市町村	国管理河川については、平成31年度に公表予定。	・計画規模降雨に対応したハザードマップを作成している。 ・県管理河川の想定最大規模降雨による浸水想定区域図の公表前にハザードマップを作成するため、対応可能な時期に対応する。	-
19 水害ハザードマップの国土交通省ハザードマップポータルサイトへの登録	A, B	引き続き実施	市町村	国土交通省ハザードマップポータルサイトに、計画規模降雨に対応した水害ハザードマップを登録している。	・引き続き実施する	-
20 水害ハザードマップを活用した訓練の実施	B	引き続き実施	市町村	水害ハザードマップを活用した図上訓練を自治会担当者を対象に実施した。	・国管理河川に係る避難対策上の、洪水避難訓練において、住民とともに水害ハザードマップの想定を活用した広域避難訓練等を行った。県管理河川については実施していない。	-
(9) 浸水実績等の周知						
21 各機関が既に保有する浸水実績を共有し、市町村において速やかに住民等に周知	B, D	H30年度	県・市町村・水資源機構	浸水実績のある箇所を、内水ハザードマップとして市ホームページに公表している。	・浸水実績を内水ハザードマップにて公表している。 ・引き続き実施する。	改定を行った洪水ハザードマップに、引き続き浸水実績を記載している。
22 まるごとまちごとハザードマップの整備・拡充	C	引き続き実施	市町村	-	・大規模地域の一部で、実際にカスリーン台風による洪水被害の浸水深を、電柱に巻き付けた看板に避難所情報と併せて表示・周知している。 ・企業と「地域貢献型広告に関する協定」を締結し、市内の避難場所、避難方向を示した広告を掲出している。	・東電タウランニング株式会社と地域貢献型電柱広告に関する覚書を締結。 ・今後は、その周知を図っていく。 ・公共施設等に浸水想定を表示し、周知を検討。
(10) 防災教育の促進						
23 国の指導により作成した指導計画を、全ての学校に共有	B, F, X	H30年度	関東地整・県・市町村	国の支援により作成した指導計画を、市内の全ての対象となる学校に情報共有する。	・小・中学校の学級活動や総合的な学習の時間で行う水防教育の取組に向けて、安全・防災教育担当の教員対象に研修会を実施している。 ・国の指導により市で作成した指導計画を、市内の全ての学校で活用している。 ・平成30年8月22日に、市立各小・中学校から教職員と保護者がそれぞれ1名ずつ参加し、市内水防センターにおいて国の出前講座による研修会を開催した。 ・国管理河川に係る避難対策上では、小中学校の総合的な学習の時間等の授業の中で、水災害教育に取り組みでらうため、上記研修会の中で、水災害の怖さについて知り、洪水発生時の市内各地域の避難方法を確認した。 ・出前講座などで防災情報の入手方法や洪水時の避難方法などについて住民への周知を実施している。県管理河川についても対応できるようにしている。 ・想定最大規模降雨に対応したハザードマップ作成に併せ、講演会、研修会、出前講座等を実施する。 ・大規模水害対策の充実を図るため、防災講演会を開催している。 ・市内全域で広域避難についての説明会を開催している。	・国の支援により作成した指導計画を受けた場合には、市町村内の全ての対象となる学校に情報共有する。
24 教職員を対象とした講習会の実施	B, F, X	H30R3年度	協議会全体	・学校担当課と連携し検討していく。	・研修会を開催した。 ・国管理河川に係る避難対策上では、小中学校の総合的な学習の時間等の授業の中で、水災害教育に取り組みでらうため、上記研修会の中で、水災害の怖さについて知り、洪水発生時の市内各地域の避難方法を確認した。	・学校の授業において、出前講座を実施している。 ・教員のみを対象とした講習会は実施していないため、今後その実施について検討する。
25 出前講座等を活用した講習会の実施	B, F, X	引き続き実施	協議会全体	・出前講座などで防災情報の入手方法や洪水時の避難方法などについて住民への周知を実施している。	・出前講座などで防災情報の入手方法や洪水時の避難方法などについて住民への周知を実施している。県管理河川についても対応できるようにしている。 ・想定最大規模降雨に対応したハザードマップ作成に併せ、講演会、研修会、出前講座等を実施する。 ・大規模水害対策の充実を図るため、防災講演会を開催している。 ・市内全域で広域避難についての説明会を開催している。	・自治会や民間企業等に対して、出前講座を実施している。
(11) 危機管理型水位計、河川監視用カメラの整備						
26 危機管理型水位計の整備	O, AG	H30R3年度	県			
27 河川監視用カメラの拡充	O, AG	引き続き実施	県			
2.的確な水防活動のための取組						
(12) 水防団(消防団)への河川水位等に係る情報提供						
28 水防団(消防団)への河川水位等に係る確実な情報伝達手段の検討	AH	引き続き実施	市町村	水防警報等の河川水位に係る情報は、消防本部から水防団へ電話連絡をしている。	利根川・渡良瀬川の水位に応じた水防団の体制については、タイムラインに基づいて市から組合、各水防区に伝達する。	水防計画に「水防警報」「洪水予報、水位情報」の連絡系統及び連絡方法について記載。
(13) 重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認						
29 重要水防箇所の共同点検の実施	AG	引き続き実施	県・市町村	毎年、県が実施している重要水防箇所等の共同点検に参加している。	・利根川左岸において、沿根住民、建設業防災協力会とともに平成30年6月2日に実施した。	県が実施している重要水防箇所の共同点検に参加しているが、今年度は重要水防箇所が偏りのため未実施。
30 水防資機材等の配備・確認	AL	引き続き実施	関東地整・県・市町村	必要資材を水防倉庫に備蓄している。	水防計画に基づき、各水防倉庫に配備している。	水防計画で定める各倉庫別資機材の更新を行う。
(14) 水防に関する広報の充実(水防団確保に係る取組)						
31 水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画を促すための広報の充実	AI	引き続き実施	市町村	市ホームページにおいて水防団員の募集を行っている。	・水防団(兼任水防団)については、自治協力団体を通じ、確保に努めている。	水防団(水防団)の募集ホームページを作成し、活動内容を紹介。常時員募集を行っている。
(15) 水防訓練の充実						
32 多様な関係機関や住民等の参加による、実践的な水防訓練を実施	AJ, AN	H30R3年度	市町村	毎年、利根川、荒川の国管理河川において、実施している。	・加須市・羽生市水防事務組合主催の実働水防訓練を実施。 ・関係機関や住民等の参加による水防訓練については、今後検討。	加須市・羽生市水防事務組合主催の実働水防訓練を実施。関係機関や住民等の参加による訓練については今後検討。
(16) 水防団での連携、協力に関する検討						
33 大規模氾濫に対して広域的、効率的な水防活動が実施できるよう関係者の協力内容等について検討、調整	AG, AK, AL, AM, AN	H30R3年度	市町村	市内の建設業者と災害時の応援協定を結んでいる。	地域の建設業者等と災害時応急協定を締結している。	地域の建設業者等と災害時における応急対策業務に関する協定を締結している。
(17) 市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報提供の充実						
34 浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討	AO, AP	H30R3年度	県・市町村	市庁舎施設管理部と洪水に係る情報について共有している。	利根川・渡良瀬川タイムラインを策定し、各施設管理者への連絡体制を構築した。タイムラインについて、適宜見直しを行う。	-
(18) 市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実						
35 浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有し、雨水化や非常用電源等の対策を施設管理者が実施できるよう調整	AO, AP, AQ, AR	H30R3年度	県・市町村	地下に配置していた市役所本庁舎の受配電設備を、平成23年度に地上に嵩上げし配置した。	・各施設管理者が、ハザードマップ等を基に情報を把握し、対策を検討している。	-
3.氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組						
(19) 排水施設、排水資機材に関する情報の共有						
36 水害リスク情報の共有とともに、現状の施設・機材の情報を共有	AS	引き続き実施	関東地整・県・市町村・水資源機構	排水ポンプ車を国から借りる協定を締結している。 市内に排水ポンプ施設が8箇所ある。	・水防資機材は水防事務組合で保有するほか、県の水防計画に基づき、土木事務所の水防資機材、国土交通省が有する水防資機材について情報を共有している。 ・国土交通省が所有する排水ポンプ車等災害対策車両を有する際に依頼する。	市内に排水ポンプ施設を設置している。可搬式の排水ポンプを1台所有している。市内排水ポンプについては増設等について検討。(今年度1箇所増設予定)
(20) 浸水被害軽減地区の指定						
37 浸水エリアの拡大抑制する効果があると認められる土地に係る情報(地形データや氾濫シミュレーション結果)を水防管理者に提供	AT	必要に応じて	県			
38 複数の市町村に係る浸水被害軽減地区の指定については、水防管理者間で指定の予定や課題等を共有し、連携して指定に取り組む。	AT	必要に応じて	市町村	必要に応じて、浸水被害軽減地区の指定に向けた検討を行う。	必要に応じて、浸水被害軽減地区の指定に向けた検討を行う。	-
ハード対策の主な取組						
④河川管理施設の整備等に関する事項						
(21) 洪水氾濫を未然に防ぐ対策						
39 堤防等河川管理施設の整備	AU	引き続き実施	県			
(22) 危機管理型ハード対策						
40 決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫	AV	引き続き実施	県			
(23) 排水機場の雨水化の検討						
41 排水機場の雨水化の検討	AW	H30R3年度	県			

〇概ね5年で実施する取組内容

取組の柱	課題	目標時期	取組機関	春日部市	草加市	越谷市	八潮市
ソフト対策の主な取組							
①河川かつ迅速な避難のための取組							
(1)洪水対策における河川管理者からの情報提供							
1	1 橋管理河川を対象としたホットラインの構築	E, G	H30出水期	県・市町村	平成30年6月より運用を開始	平成30年6月より運用を開始	平成30年6月より運用を開始
2	2 水害対応タイムラインの作成	H, J, K, P	H30年度	県・市町村 気象台	想定最大規模の洪水による浸水想定がわかり次第、詳細なタイムラインの作成に着手する。	越谷県土整備事務所及び各関係機関と調整し、最善管理河川を対象としたタイムラインを作成を進める。	・越谷川のタイムラインについて、平成30年度に「一の橋水位観測所」を基準として作成した。 ・今後、そのほかの最善管理河川を対象としたタイムラインを作成予定。
3	3 水害対応タイムラインを活用して洪水対応訓練を実施	K, AE	毎年	協議会全体	タイムライン作成後、タイムラインを活用した訓練に向けて検討を行う。	タイムライン作成後、関係部署と協議し、訓練について検討していく。	・今後、タイムラインを活用した訓練に向けて検討を行う。 タイムライン作成後、タイムラインを活用した訓練に向けて検討の予定。
4	4 避難勧告の発令基準やタイムラインの見直しを実施	J, K, O, P	必要に応じて	県・市町村 気象台	避難勧告の発令基準は、地域防災計画に定めている。 発令基準、タイムラインについて、検証していく中で、関係部署と協議し、必要に応じて見直しを図っていく。	・地域防災計画で避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)の発令基準を記載しており、必要に応じて見直しを実施する。 また、タイムラインについても、内容を検証し、必要に応じて見直しを実施する。	必要に応じて見直しを実施予定。
(2) 水害危険性の周知促進							
5	5 水位高知河川の拡大	I	H30年度	県			
6	6 簡易な方法も活用した浸水想定及び河川水位等の情報提供	D, I	H30年度	県			
(4) 情報伝達方法の改善等							
7	7 洪水情報のアラートを活用した提供、プッシュ型配信の実施	N, X, Y, AA	H30年度	県			
8	8 気象情報発信時の「危険度の色分け」や「質観報の現象」等の改善	L, M, O	引き続き実施	気象台			
9	9 住民等への情報伝達方法の改善	N, X, Y, Z, AB, AD	引き続き実施	市町村	・防災行政無線(同報系・移動系)のデジタル化が完了している。 ・防災情報の配信については、市ホームページ、登録制メール、ツイッター、アラートを整備している。	・情報伝達方法としては、災害情報管理システム、登録制メール、Twitter、LINE、アラートを整備済。 ・指定系防災行政無線についてはデジタルによる改善も進め、平成30年度に詳細設計を行い、平成31年度、平成32年度の2か年で整備工事を実施し、防災アプリ等を導入予定。【～平成32年度】	・避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令した場合は、防災行政無線、広報車、市公式サイトメール配信サービス、フェイスブック、ツイッター、緊急連絡メール、アラート、報道機関の協力を得て広報を行っている。 ・防災行政無線のデジタル化更新工事及び新設を平成31年度までに実施予定。 ・情報伝達手段の多量化の検討を行う。
(5) 避難市町村における避難場所の指定(広域避難体制の構築)等							
10	10 現状の避難場所・避難経路・避難誘導体制の再確認と改善	T, U, V, AD	引き続き実施	市町村	・ハザードマップやホームページで避難場所を提示している。 ・浸水の生じない場所又はフロアとなる公共施設等を緊急避難場所とし、そのうち、建築物を有する箇所を避難所として指定している。 ・市のホームページ(オランダ)や各駅の避難場所案内看板等で避難場所への案内をしている。なお、避難場所案内看板にはQRコードを掲載し、避難場所情報を読み取れるようになっている。	ハザードマップの浸水箇所から、比較的地盤が高い避難場所を抽出し、タイムラインに反映している。 避難場所の検証と、避難経路について検討していく。	・水害時の指定緊急避難場所や指定避難所となる施設は、2階以上の部分としている。 ・道路の破損、周辺火災や浸水等により通行が困難になることも考えられるため、地域ごとの避難経路を固定化していない。 ・指定緊急避難所や指定避難所は、主に小中学校、公園、公民館を指定している。 ・市内各所の電柱に避難誘導看板を設置している。 ・広域避難について検討している。
11	11 当該市町村内の避難場所だけでなく避難者を収容しきれない場合には、近接市町村における避難場所の指定や連絡体制等について検討	Q, R, S, V, W, AB	必要に応じて	関東地整 県・市町村	・近接市町村と災害時相互応援協定を結んでいる。利用可能な施設について今後検討していく。	近接市町村と災害時相互応援協定を結んでいる。今後、近接市町村と広域避難等について、情報共有を図っていく。	・近接市町村と災害時相互応援協定を結んでおり、災害時は避難所の相互利用に関する協定を締結している。
12	12 必要となる避難場所、避難路等の整備にあたり、河川工事等の発生土砂を有効活用するなど、連携による効果的な整備等について検討	Q, R	必要に応じて	関東地整 県・市町村 水資源機構	建設発生土の再利用について、自治体内及び関係機関と連携し実施している	必要となる避難場所等の整備にあたっては、発生土抄等の有効活用について検討していく。	・予定なし。
(6) 要配慮者施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施							
13	13 国等が他県のモデル施設で作成する避難確保計画に関する知見について共有	AC	H30年度	関東地整 県・市町村	平成31年1月に要配慮者利用施設を対象に説明会を行い、その中で参考資料として国等の資料や先進事例を紹介した。	福祉部門を通じて、対象施設に関する情報共有を図っている。	・モデル施設における避難確保計画に関する知見について、対象となる要配慮者利用施設と情報共有を図る。
14	14 対象となる全ての要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練の実施を目指す	AC	H30年度	県・市町村	要配慮者利用施設から提出を受けた避難確保計画について、関係部署との情報共有を実施している。 関係部署と計画作成への支援方法等について検討していく。	・平成30年度、関係各課によりPTを設置。要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練等の支援を検討していく。	・要配慮者施設関係者と調整し、要配慮者利用施設における避難計画や避難訓練の実施支援の検討予定。
(7) 想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域の作成と周知							
15	15 想定最大規模降雨による浸水想定区域図の作成・公表	A, V	H31年度	県			
16	16 地点別浸水シミュレーション検索システムへの登録	L, M, P	H31年度	県			
(8) 水害ハザードマップの改良、周知、活用							
17	17 水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する優良事例の共有	A, B	H30年度	市町村	他市町村における優良事例を参考に、水害ハザードマップの作成、周知及び訓練方法の改善を検討する。	水害ハザードマップをテーマにした講演会を実施している。 ハザードマップについて、引き続き情報共有を図っていく。	・防災訓練や出張講座時に周知、情報を発信している。 ・今後防災訓練や出張講座を通じて防災意識の普及啓発に努めるとともに、優良事例の共有を図っていく。
18	18 想定最大規模降雨による浸水想定区域図が作成された場合には、速やかに水害ハザードマップを作成・公表	A	H30年度	市町村	想定最大規模の洪水を対象とした水害ハザードマップの作成をH32公表予定。	一部の河川について作成している。 作成できていない河川についても検討していく。	・計画段階降雨に対応した水害ハザードマップを作成している。 ・H31年度までに想定最大規模降雨を対象とした水害ハザードマップを作成予定。
19	19 水害ハザードマップの国土交通省ハザードマップポータルサイトへの登録	A, B	引き続き実施	市町村	現行の水害ハザードマップを登録済み。	国土交通省ハザードマップポータルサイトに、水害ハザードマップを登録している。 登録データの更新等検討していく。	・登録している。
20	20 水害ハザードマップを活用した訓練の実施	B	引き続き実施	市町村	水害ハザードマップの情報をもとに防災訓練等を実施していく。	水害ハザードマップ等を活用した防災訓練について検討していく。	・防災訓練や出張講座時に周知、情報を発信している。 ・今後防災訓練や出張講座を通じて防災意識の普及啓発に努める。
(9) 浸水実績等の周知							
21	21 各機関が既に保有する浸水実績を共有し、市町村において速やかに住民等に周知	B, D	H30年度	県・市町村 水資源機構	ホームページや、窓口において、各災害ごとの道路冠水等の被害実績を公開している。	浸水実績をハザードマップにて公表している。 ハザードマップについて、引き続き住民等に周知を図っていく。	・過去の浸水実績(道路冠水)を、市町村HPにおいて内水ハザードマップとして公表している。
22	22 起こりごととハザードマップの整備・拡充	C	引き続き実施	市町村	避難場所指定避難所であることと表示する看板を設置している。各駅に避難場所案内看板を設置している。 避難場所指定避難所案内看板に電柱広告に関する協定を東京電力グループ及びNITグループの広告代理店事業者と締結しており、電柱に避難場所案内看板を設置している。	企業と「広告付避難場所等電柱看板に関する協定」を締結している。 避難場所等の看板の表示内容更新について、検討していく。	・東京電力グループ会社と電柱への看板設置に関する協定を締結しており、電柱への避難場所案内表示を随時随時している。 ・案内について検討していく。 ・市内各所の電柱に避難誘導看板を設置している。
(10) 防災教育の促進							
23	23 国の指導により作成した指導計画を、全ての学校に共有	B, F, X	H30年度	関東地整 県・市町村	各校の年間指導計画に反映させている。	ハザードマップを小学5年生及び中学2年生に対し、教材用として配布している。 指導計画の学校共有について、教育委員会と調整を図っていく。	・国の指導により作成した指導計画の情報提供を受けた場合には、市内の学校に情報共有を行う。 教育委員会と連絡調整を行い検討予定。
24	24 教職員を対象とした講習会の実施	B, F, X	H30年度	協議会全体	・学校関係者等の避難所運営に関する職員を対象に、日本防災士会の講習や自主防災組織の防災士によるHUG訓練を行った。 春日部市小・中学校(勤務する初任者)に対して、水害への備えなどについて認識を高めるために、施設体験研修として首都圏外郭放水路での研修を実施した。	ハザードマップを教材とした、授業実施について、防災担当の教員に対し説明会を実施している。 引き続き必要な水防資材の更新等を行う。	・学校からの要請に応じて、教職員を対象とした出張講座を実施している。
25	25 出前講座等を活用した講習会の実施	B, F, X	引き続き実施	協議会全体	・出前講座などで防災士による防災情報の入手方法や洪水時の避難方法などについて住民への周知を実施している。	水災害について、ハザードマップを用いて地域住民に対し、説明会を実施している。 引き続き地域住民等に対し、水災害に関する説明会を実施していく。	・出前講座、市広報紙等で防災情報の入手方法や洪水時の避難方法などについて住民への周知を実施している。 ・出前講座、市広報紙等で防災に關しての周知を行う。
(11) 危機管理型水位計、河川監視用カメラの整備							
26	26 危機管理型水位計の整備	O, AG	H30年度	県			
27	27 河川監視用カメラの拡充	O, AG	引き続き実施	県			
ハード対策の主な取組							
②的確な水防活動のための取組							
(2) 水防団(消防団)への河川水位等に関する情報提供							
28	28 水防団(消防団)への河川水位等に関する確実な情報伝達手段の検討	AH	引き続き実施	市町村	・消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。また、連絡体制の再確認は訓練等に行っている。	伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。 団員への情報伝達手段等について、草加八潮消防組合と協議し、検討していく。	・消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。 ・H26年度より消防団のデジタル簡易無線機の配備を進めている。 草加八潮消防組合から水防団を兼ねる消防団に対して情報連絡を行っている。
(3) 重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認							
29	29 重要水防箇所の共同点検の実施	AG	引き続き実施	県・市町村	・毎年実施している重要水防箇所等の合同点検に、市職員が参加し、自主防災組織等において情報を提供している。	職員による共同点検を実施している。 地域住民の参加について検討していく。	・重要水防箇所等において共同点検を実施を行っている。 県職員及び市職員共同で点検を実施している。
30	30 水防資機材等の配備・確認	AL	引き続き実施	関東地整 県・市町村	・土のう、トラロープ、シート、スコップ等を水防倉庫に保管している。 引き継ぎ必要な水防資機材の更新等を行っている。	必要な水防資機材の更新及び点検等を実施している。 高度、水防資機材の更新及び適切な管理を行う。	水防資機材等については、2階所に配備している。 高度、水防資機材の更新及び適切な管理を行う。 ・土のう、ブルーシートを保管している。定期的に土のうを作成し、計画的に保管している。 ・H30年度に水防資機材積置倉庫を設置。
(4) 水防に関する広報の充実(水防団確保に係る取組)							
31	31 水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画を促すための広報の充実	AJ	引き続き実施	市町村	・市のホームページで消防団(水防団)の活動等を紹介するページを作成し、団員を募集している。 ・常時ポスターの掲示やイベントでのチラシの配布などPR活動を実施し、広く団員を募集している。	草加八潮消防組合で消防団(水防団)のホームページを作成し、常時団員募集を行っている。 引き続き広報の充実について、草加八潮消防組合と協議していく。	・消防団(水防団)のホームページを作成し、組織や活動内容について紹介し、常時団員募集を行っている。 ・越谷市独自のリーフレットを作成、市内の公共施設や商業施設等に配布し、消防団の魅力を発信、募集活動を行っている。 草加八潮消防組合においては、ホームページや消防訓練及び火災予防週間街頭キャンペーン実施時に募集を行っている。
(5) 水防訓練の充実							
32	32 多様な関係機関や住民等の参加による、実践的な水防訓練を実施	AJ, AN	H30年度	市町村	・利根川栗橋流域水防事務組合において、毎年6月に各構成市町村の消防団員を集めて水防訓練を行っている。	水防訓練(土のう)を実施し、地域の企業も参加している。 地域住民等の訓練参加について検討していく。	・重要水防箇所等において共同点検を実施を行っている。 地域住民等の訓練参加について検討していく。
(6) 水防団での連携、協力に関する検討							
33	33 大規模災害に対して広域的、効率的な水防活動が実施できるよう関係者の協力内容等について検討、調整	AG, AK, AL, AM, AN	H30年度	市町村	近隣の消防団(水防団)と具体的な協力内容について検討する。	近隣消防団(水防団)との協力について、草加八潮消防組合と協議していく。	・消防団(水防団)や自主防災組織と具体的な協力内容について検討していく。 県、県等関係機関と協議しつつ、検討していく。
(7) 市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報提供の充実							
34	34 浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討	AO, AP	H30年度	県・市町村	市内の要配慮機関等と災害時医療体制のマニュアルを作成済み。	庁舎、災害拠点病院等については、全庁的な電子掲示板等を活用し、情報共有を図っている。 引き続き情報伝達方法等について、検討していく。	・災害対策本部を設置する庁舎は浸水想定域に入っていない。 ・災害拠点病院等の施設管理者に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討する。 各関係機関と検討予定。
(8) 市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための取組の充実							
35	35 浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有し、雨水化や非常用電源等の対策を施設管理者が実施するよう調整	AO, AP, AQ, AR	H30年度	県・市町村	市役所本庁舎建て替えを予定しており、新庁舎において、防災機能の向上を検討する。	本庁舎、災害拠点病院等は、非常用電源を浸水しにくい高さに設置しており、情報を共有している。 引き続き、情報共有を図っていく。	・庁舎は浸水想定区域内にあり、浸水が発生すると水没する恐れがあるが、災害対策本部代替施設である八潮消防署においては、本部を3階に位置づけており、非常用電源も屋上に設置しているため、浸水の恐れはないと想定される。庁舎については新庁舎建設時に検討予定。
③浸水時の排水、浸水被害軽減に関する取組							
(18) 排水施設、排水機材に関する情報の共有							
36	36 水害リスク情報の共有とともに、現状の施設・機材の情報を共有	AS	引き続き実施	関東地整 県・市町村 水資源機構	・市で管理する各ポンプ場、排水機材の運転操作マニュアルを作成し、均一な運転管理に努めている。 ・ポンプ場の運転状況について随時監視をしており、故障などが発生した際は、メールで職員の個人アドレスに状況通知を送信することで、情報の共有化に努めている。	水害リスクの情報、現状の施設・機材の情報について、動画を制作し、ホームページ等で情報共有を図った。 引き続き、情報共有を図っていく。	・水防資機材等については、2階所に配備している。 ・市内に排水ポンプ施設が7箇所(県の施設を含む)ある。 ・市内排水施設1箇所について、排水能力の増強を予定している。
(20) 浸水被害軽減地区の指定							
37	37 浸水エリアの拡大を抑制する効果があると認められる土地に係る情報(地形データや浸水シミュレーション結果)を水防管理者に提供	AT	必要に応じて	県			
38	38 複数の市町村に係る浸水被害軽減地区の指定については、水防管理者間で指定の予定や課題等を共有し、連携して指定に取り込む	AT	必要に応じて	市町村	・必要に応じて、隣接市町村と共同で浸水被害軽減地区の指定に向けた必要な検討を行う。	必要に応じて、隣接市町村と共同で浸水被害軽減地区の指定に向けた検討を行う。	・予定なし。
ハード対策の主な取組							
④河川等管理施設の整備に関する事項							
(21) 洪水対策を未然に防ぐ対策							
39	39 堤防等河川管理施設の整備	AU	引き続き実施	県			
(22) 危機管理型ハード対策							
40	40 決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫	AV	引き続き実施	県			
(23) 排水機材の耐水化の検討							
41	41 排水機材の耐水化の検討	AW	H30年度	県			

〇概ね5年で実施する取組内容

項目		課題	目標時期	取組機関	吉川市	三郷市	松伏町
■ソフト対策の主な取組							
①内河かつ迅速な避難のための取組							
(1) 洪水時に沿河川管理業者からの情報提供							
1 県管理河川を対象としたホットラインの構築 E, G H30出水期 県・市町村 平成30年6月より運用を開始							
(2) 避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認(水害対応タイムライン)							
2 水害対応タイムラインの作成 H, J, K, P H30年度 県・市町村・気象台 越谷川のタイムラインについては、「一」の横水位観測所」を基準とし、H30年度に作成。							
3 水害対応タイムラインを活用した洪水対応訓練の実施 K, AE 毎年 協議会全体 H29年度に作成した中川の水害対策タイムラインに基づき、中川に隣接する吉川小学校区を対象とし、消防・自衛隊による救出救助訓練や、地域の自主防災組織や、自治会による避難訓練と避難所開設運営訓練を実施した【平成29年11月】H30年度は実施							
4 避難勧告の発令基準やタイムラインの見直しを実施 J, K, O, P 必要に応じて 県・市町村・気象台 水害対策活動等で明らかになった課題等を踏まえ、避難勧告の発令基準やタイムラインの見直しを検討。							
③水害危険性の周知促進							
5 水位周知河川の拡大 I H30年度 県							
6 周知方法も活用した浸水想定及び河川水位等の情報提供 D, I H30年度 県							
(4) 情報伝達方法の改善等							
7 洪水情報のアラートを活用した提供、プッシュ配信の実施 N, X, Y, AA H30年度 県							
8 気象情報発着時の「危険度の色分け」や「景観の現象」等の改善 L, M, O 引続き実施 気象台 危険度やその切迫度を認識しやすくなるよう、また分かりやすい情報を提供していくよう充実化等の改善を行っている。							
9 住民等への情報伝達方法の改善 N, X, Y, Z, AB, AD 引続き実施 市町村 避難準備等が発令された場合は、防災行政無線、広報車、登録メール、ツイッター、スマートフォンアプリ、アラート、Yahoo! ホームページなどで周知を図るよう努める。							
(5) 近接市町村における避難場所の設定(広域避難体制の構築)等							
10 現状の避難場所・避難経路・避難誘導体制の再確認と改善 T, U, V, AD 引続き実施 市町村 指定緊急避難場所や緊急避難所は、小中学校や総合体育館、公民館などを指定している。避難経路については、未決定のため検討を行う。							
11 当該市町村内の避難場所だけでは避難者を収容しきれない場合には、近接市町村における避難場所の設定や連絡体制等について検討 Q, R, S, V, W, AF 必要に応じて 関東地産・県・市町村 指定緊急避難場所や緊急避難所は、小中学校や総合体育館、公民館などを指定している。葛加市、越谷市、三郷市、八潮市、私伏町は、災害における相互応援協定を締結している。商業施設の一時的避難場所の確保については、施設の管理者や所有者と災害時応援協定を締結し、確保を検討する。							
12 必要となる避難場所、避難経路等の整備にあたり、河川工事等の発生土砂を有効活用するなど、連携による効率的な整備を実施 Q, R 必要に応じて 関東地産・県・市町村・水資源機構 -							
(6) 要配慮者施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施							
13 国等が他県のモデル施設で作成する避難確保計画に関する知見について共有 AC H30年度 関東地産・県・市町村 H29年度に国や他県で作成するマニュアルを要配慮者利用施設管理者に配布している。ホームページなどで周知を図るよう努める。							
14 対象となる全ての要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練の実施を目指す AC H30年度 県・市町村 福祉部局と連携し、要配慮者施設における避難確保計画の策定の作成を継続した。【平成29年度】福祉部局と連携し、避難確保計画の策定と訓練の実施を支援する。							
(7) 想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域の作成と周知							
15 想定最大規模降雨による浸水想定区域図の作成・公表 A, V H31年度 県							
16 地点別浸水シミュレーション検索システムへの登録 L, M, P H31年度 県							
(8) 水害ハザードマップの改良、周知、活用							
17 水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する普及啓発の共有 A, B H30年度 市町村 住民への水害ハザードマップの周知に際し、出前講座で利用方法の説明や、市広報紙、市公式HP、スマートフォンアプリを活用し、周知方法を多様化している。他市町村における優良事例を参考に、水害ハザードマップの周知及び訓練方法の改善を検討する。							
18 想定最大規模降雨による浸水想定区域図が作成された場合には、速やかに水害ハザードマップを作成・公表 A H30年度 市町村 避難確保計画に際し、水害ハザードマップの作成した。【平成27年度】H31年度に想定最大規模降雨を対象とした水害ハザードマップを作成・公表する予定。							
19 水害ハザードマップの国土交通省ハザードマップポータルサイトへの登録 A, B 引続き実施 市町村 国土交通省ハザードマップポータルサイトに、計画規模降雨に対応した水害ハザードマップを登録している。想定最大規模降雨を対象とした水害ハザードマップを登録する予定。							
20 水害ハザードマップを活用した訓練の実施 B 引続き実施 市町村 ・震災プロジェクトにおいて、住民とともに水害ハザードマップを活用した避難訓練を行った。【平成29年度】水害ハザードマップを活用した防災訓練を今後実施していく。							
(9) 浸水実績等の周知							
21 各機関が既に保有する浸水実績を共有し、市町村において速やかに住民等に周知 B, D H30年度 県・市町村・水資源機構 浸水実績をハザードマップにて公表している。把握している浸水実績を公表することで公表している。浸水被害が発生した場合は、市公式HPにて公表を行う。							
22 まるごとまちごとハザードマップの整備・拡充 C 引続き実施 市町村 企業と避難場所誘導案内付電柱広告に関する協定」を締結し、市内の指定避難場所、避難経路を明示しており、順次拡大している。							
(10) 防災教育の促進							
23 国の指導により作成した指導計画を、全ての学校に共有 B, F, X H30年度 関東地産・県・市町村 H29年度から市内の小全学5年生を対象に減災教育のため図上訓練を、H30年度から全中2年生を対象に避難所開設訓練を実施している。今後も現在の取り組みを継続して行うよう努める。							
24 教職員を対象とした講習会の実施 B, F, X H30年度 協議会全体 一部の教員を対象に、水災管理上訓練を実施した。【平成28～30年度】現在の取り組みを継続して行う。							
25 出前講座等を活用した講習会の実施 B, F, X 引続き実施 協議会全体 出前講座や市民まつり、公共施設でパネル展示等を行い防災情報の入手方法や洪水時の避難方法などについて住民への周知を実施している。							
(11) 危機管理型水位計、河川監視用カメラの整備							
26 危機管理型水位計の整備 O, AG H30年度 県							
27 河川監視用カメラの拡充 O, AG 引続き実施 県							
②的確な水防活動のための取組							
(12) 水防団(消防団)への河川水位等に係る情報提供							
28 水防団(消防団)への河川水位等に係る確実な情報伝達手段の検討 AH 引続き実施 市町村 水防警報等の河川水位に係る情報は、災害対策本部から直接消防団長へ電話で連絡することとしている。情報伝達手段は電話、デジタル簡易無線等を備えている。							
(13) 重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認							
29 重要水防箇所の共同点検の実施 AG 引続き実施 県・市町村 毎年、県が実施している重要水防箇所等の共同点検に参加している。県が実施する重要水防箇所等の共同点検に水防団(消防団)が参加するよう検討を行う。							
30 水防資機材等の配備・確認 AL 引続き実施 関東地産・県・市町村 土のう、縄、シートなどを水防倉庫に分散して保管している。また、市内の道路沿水への常設箇所周辺の公園等に、土のうを事前配置している。市内の防災倉庫等に水防資機材の可搬式排水ポンプを備えている。資機材の数が十分ではないため、購入を検討する。							
(14) 水防に関する広報の充実(水防団確保に係る取組)							
31 水防団員の募集、自主防災組織、企業等への参加を促すための広報の充実 AI 引続き実施 市町村 消防団(水防団)のホームページを作成し、組織や活動内容について紹介し、常時団員募集を行っている。広報紙やホームページ等で広く水防団員の募集や自主防災組織、企業等の参加を促していく。							
(10) 水防訓練の充実							
32 多様な関係機関や住民等の参加による、実践的な水防訓練の実施 AJ, AN H30年度 市町村 江戸川水防事務組合(構成団体 春日部市、松伏町、吉川市、三郷市)が実施する水防演習を見学した。【平成30年度】・江戸川水防事務組合(構成団体 春日部市、松伏町、吉川市、三郷市)が実施する水防演習を行う。【平成31年度】							
(10) 水防訓練での連携、協力に関する検討							
33 大規模災害に際して広域的、効率的な水防活動が実施できるよう関係者の協力内容等について検討、調整 AG, AK, AL, AM, AN H30年度 市町村 江戸川水防事務組合を構成する春日部市、三郷市、吉川市、松伏町の水防団(消防団)と水防活動について相互支援することとしている。近隣の水防団(消防団)と具体的な協力内容について検討する。							
(17) 市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報提供の充実							
34 浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討 AO, AP H30年度 県・市町村 市庁舎施設管理部署と洪水に係る情報について共有している。							
(18) 市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実							
35 浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有し、耐水化や非常用電源等の対策を施設管理者が実施するよう調整 AO, AQ, AR H30年度 県・市町村 対象施設(吉川市庁舎等、(H30年5月庁舎移転に伴い)移設)浸水時においても災害対応継続するため、災害対策室を3階に置き、非常用電源の確保や浸水しないよう自家発電装置を配した。							
36 水害リスク情報の共有とともに、現状の施設・機材の情報を共有 AS 引続き実施 関東地産・県・市町村・水資源機構 大型可搬式排水ポンプ4台所有している。市内に排水ポンプ施設が3箇所ある。可搬式の排水ポンプの設置の検討を行う。							
(20) 浸水被害軽減地区の指定							
37 浸水エリアの拡大を抑制する効果があると認められる土地に係る情報(地形データや浸水シミュレーション結果)を水防管理者に提供 AT 必要に応じて 県							
38 複数の市町村に係る浸水被害軽減地区の指定については、水防管理者間で指定の予定や課題等を共有し、連携して指定に取り組む。 AT 必要に応じて 市町村 浸水被害軽減地区の指定に向けた検討を行う。							
必要に応じて、浸水被害軽減地区の指定に向けた検討を行う。							
必要に応じて、浸水被害軽減地区の指定に向けた検討を行う。							
■ハード対策の主な取組							
④河川管理施設の整備等に関する事項							
(21) 洪水災害を未然に防ぐ対策							
39 堤防等河川管理施設の整備 AU 引続き実施 県							
(22) 危機管理型ハード対策							
40 決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫 AV 引続き実施 県							
(23) 排水機場の耐水化の検討							
41 排水機場の耐水化の検討 AW H30年度 県							

取組状況

杉戸県土

〇概ね5年で実施する取組内容

項目	課題	目標時期	取組機関	久喜市	蓮田市	幸手市	白岡市	宮代町	杉戸町
<p>■ハード対策の主な取組</p> <p>1 河川管理強化の取組</p> <p>(1) 洪水時に沿河川管理者からの情報提供 E, G H30出水期 県・市町村 平成30年6月より運用を開始</p> <p>(2) 避難誘導要員の対応区域、避難経路等の確認(水害対応タイムライン) H, J, K, P H30H31年度 県・市町村・気象台 利根川、荒川、荒川川タイムラインを作成済み。菅沼川、利根川、荒川川タイムラインについては作成済み。今後作成を検討する。</p> <p>2 水害対応タイムラインの作成 H, J, K, P H30H31年度 県・市町村・気象台 利根川、荒川、荒川川タイムラインについては作成済み。菅沼川、利根川、荒川川タイムラインについては、今後作成を検討する。</p> <p>3 水害対応タイムラインを活用して洪水対応訓練を実施 K, AE 毎年 協議会全体 タイムライン作成後、訓練実施について検討する。</p> <p>4 避難勧告の発令基準やタイムラインの見直しを実施 J, K, O, P 必要に応じて 県・市町村・気象台 地域防災計画の改訂が完了し、避難勧告の発令基準について見直しを実施した。</p> <p>(3) 水害被害の軽減取組 5 浸水被害の軽減 I H30H31年度 県 6 浸水被害の軽減 D, I H30H31年度 県</p> <p>(4) 情報伝達手段の改善 7 洪水情報のメールを活用した提供、プッシュ配信の実施 N, X, Y, AA H30H31年度 県 8 気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善 L, M, O 引き続き実施 気象台</p> <p>9 住居等への情報伝達手段の改善 N, X, Y, Z, AB, AD 引き続き実施 市町村</p> <p>(5) 避難所における避難場所の指定(広域避難体制の構築)等 10 現状の避難場所・避難経路・避難体制の再確認と改善 T, U, V, AD 引き続き実施 市町村 主に小中学校や公民館を指定している。</p> <p>11 当該市町村内の避難場所だけでは避難者を受けきれない場合には、近隣市町村における避難場所の指定や避難体制等について検討 Q, R, S, V, W, AF 必要に応じて 関東地区、県・市町村 「近隣市町村と協定する避難場所の指定や避難体制の再確認と改善」を目的として、近隣市町村と協定する避難場所の指定や避難体制の再確認と改善を実施している。</p> <p>12 必要となる避難場所・避難経路等の整備にあたっては、建設工事における発生土砂等の活用を図っていく Q, R 必要に応じて 関東地区、県・市町村 必要に応じて検討する。</p> <p>(6) 要配慮者施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施 13 国等が定めるモデル施設で作成する避難確保計画に関する知見について共有 AC H30年度 関東地区、県・市町村 「国等が定めるモデル施設で作成する避難確保計画に関する知見について共有」を実施している。</p> <p>14 対象となる全ての要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練の実施を目指す AC H30H31年度 県・市町村 水防法に基づき要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練の実施を目指す。</p> <p>(7) 想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域の作成と通知 15 想定最大規模降雨による浸水想定区域の作成・公表 A, V H31H1年度 県 16 想定最大規模降雨による浸水想定区域の公表 L, M, P H31H1年度 県</p> <p>(8) 水害ハザードマップの改良、周知、活用 17 水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する優良事例の共有 A, B H30H31年度 市町村 地域住民から要望があり、ハザードマップ説明会を実施した。</p> <p>18 想定最大規模降雨による浸水想定区域図が作成された場合には、速やかに水害ハザードマップを作成・公表 A H30H31年度 市町村 国等が定めるモデル施設を対象とした水害ハザードマップの改訂が完了したため、速やかに公表している。</p> <p>19 水害ハザードマップの国土交通省「ハザードマップポータルサイト」への登録 A, B 引き続き実施 市町村 国土交通省「ハザードマップポータルサイト」に、計画規模降雨に対応した水害ハザードマップを登録している。</p> <p>20 水害ハザードマップを活用した訓練の実施 B 引き続き実施 市町村 水害ハザードマップを活用した防災訓練の検討を行う。</p> <p>(9) 浸水被害等の周知 21 各機関が既に保有する浸水実績を共有し、市町村において速やかに住民等に周知 B, D H30年度 県・市町村・水資源機構 浸水実績をハザードマップに公表している。</p> <p>22 まごころまちづくりハザードマップの整備・拡充 C 引き続き実施 市町村 電柱に掲げる形で設置している39種の看板を平成27年度末に更新した。昭和22年カスリーン台風時の浸水実績と浸水想定区域図を掲載している。</p> <p>(10) 防災教育の促進 23 国の指図により作成した指導計画を、全ての学校に共有 B, F, X H30年度 関東地区、県・市町村 国の指図により作成した指導計画を、全ての学校に共有することを検討する。</p> <p>24 教員を対象とした講習会の実施 B, F, X H30H31年度 協議会全体 要望に応じて、出前講座を実施する。</p> <p>25 出前講座等を活用した講習会の実施 B, F, X 引き続き実施 協議会全体 住民からの依頼に応じて防災講座やハザードマップの説明会を開催している。</p> <p>(11) 危機管理浸水水位、河川監視用カメラの整備 26 危機管理浸水水位の整備 O, AG H30H31年度 県 27 河川監視用カメラの拡充 O, AG 引き続き実施 県</p> <p>(12) 浸水想定区域図の周知 28 水防団(消防団)への河川水位等に係る重要な情報伝達手段の検討 AH 引き続き実施 市町村 水防団(消防団)への情報伝達について検討を行う。</p> <p>(13) 重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認 29 重要水防箇所の共同点検の実施 AG 引き続き実施 県・市町村 県が実施する重要水防箇所等の共同点検へ市職員が参加し、県が実施する重要水防箇所等の共同点検へ水防団(消防団)の参加を検討する。</p> <p>30 水防資機材の点検・確認 AL 引き続き実施 関東地区、県・市町村 利根川流域水防事務組合において水防倉庫を設け、資機材を保管している。</p> <p>(14) 水防に関する広報の充実(水防訓練に係る取組) 31 水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画を促すための広報の充実 AI 引き続き実施 市町村 ホームページ、広報、チラシ、ポスター等に水防団員の募集を行っている。</p> <p>32 多様な避難経路や住民等による、実践的な水防訓練を実施 AJ, AN H30H31年度 市町村 毎年、利根川水防事務組合が実施する水防訓練に参加している。</p> <p>(15) 水防団での連携、協力に関する取組 33 水防団(消防団)において広域的、広域的な水防活動が実施できるよう関係者の協力内容等について検討、調整 AQ, AL, AM, AN H30H31年度 市町村 利根川流域水防事務組合を通じて、近隣市町村消防団との連携を図っている。</p> <p>(17) 水防団員や災害拠点施設等の関係者への情報提供の充実 34 浸水想定区域図の市町村庁舎や災害拠点施設等に関する情報を共有し、各施設管理者に対する浸水時の情報伝達体制・方法について検討 AO, AP H30H31年度 県・市町村 地域防災計画において、関係機関との情報伝達体制・方法・規定災害拠点施設への情報伝達について、検討を行う。</p> <p>(18) 水防団員や災害拠点施設等の関係者への情報提供の充実 35 浸水想定区域図の市町村庁舎や災害拠点施設等の関係者への情報提供に関する情報を共有し、雨水化や非常用電源等の対策を施設管理者が実施できるように調整 AO, AP, AG, AR H30H31年度 県・市町村 市庁舎の非常用電源を点検・設置済み。災害拠点施設等の関係者への情報提供を行う。</p> <p>(19) 浸水被害の軽減 36 水害リスク情報の共有とともに、現状の施設・機材の情報を共有 AS 引き続き実施 関東地区、県・市町村、水資源機構 可搬式排水ポンプ及び水ポンプ施設を配備済み</p> <p>(20) 浸水被害軽減地区の指定 37 浸水エリアの拡大を抑制する効果があると認められる土地に排水機(排水ポンプ)を設置し、「浸水軽減地区」を水防管理に提供 AT 必要に応じて 県 38 複数の市町村に係る浸水被害軽減地区の指定については、水防管理期間で指定の予定や協議等を共有し、連携して指定に取り組む。 AT 必要に応じて 市町村 浸水被害軽減地区について情報提供があれば指定の検討を行う。</p> <p>■ハード対策の主な取組</p> <p>4 河川管理強化の取組等に関する事項 21 浸水被害軽減地区の指定 AU 引き続き実施 県 22 浸水被害軽減地区の指定 AV 引き続き実施 県 23 浸水被害軽減地区の指定 AW H30H31年度 県</p>									

〇概ね5年で実施する取組内容

項目	課題	目標時期	取組機関	利根川上流河川事務所	江戸川河川事務所	渡良瀬川河川事務所	高崎河川国道事務所	荒川上流河川事務所	荒川下流河川事務所
<p>ソフト対策の主な取組</p> <p>① 円滑かつ迅速な避難のための取組</p> <p>(1) 洪水時における河川管理者からの情報提供</p> <p>1 河川管理河川を対象としたホットラインの構築 E, G H30出水期 県</p> <p>(2) 避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認(水害対応タイムライン)</p> <p>2 水害対応タイムラインの作成 H, J, K, P H30年度 県・市町村・気象台</p> <p>3 水害対応タイムラインを活用した洪水対応訓練を実施 K, AE 毎年 協議会全体</p> <p>4 避難勧告の発令基準やタイムラインの見直しを実施 J, K, O, P 必要に応じて 県・市町村・気象台</p> <p>(3) 水害危険性の周知促進</p> <p>5 水位周知河川の拡大 I H30年度 県</p> <p>6 簡易な方法も活用した浸水想定及び河川水位等の情報提供 D, I H30年度 県</p> <p>(4) 情報伝達方法の改善等</p> <p>7 洪水情報のアラートを活用した提供、プッシュ配信の実施 N, X, Y, AA H30年度 県</p> <p>8 気象情報発表時の「危険度の色分け」や「警戒級の現象」等の改善 L, M, O 引き続き実施 気象台</p> <p>9 住民等への情報伝達方法の改善 N, X, Y, Z, AB, AD 引き続き実施 市町村</p> <p>(5) 避難所等における避難場所の指定(広域避難体制の構築)等</p> <p>10 現状の避難場所・避難経路・避難施設体制の再確認と改善 T, U, V, AD 引き続き実施 市町村</p> <p>11 当該市町村内の避難場所だけでは避難者を受けきれない場合には、近接市町村における避難場所の指定や連絡体制等について検討 Q, R, S, V, W, AF 必要に応じて 関東地区・県・市町村</p> <p>12 必要となる避難場所、避難経路等の整備にあたり、河川工事等の発生土砂を有効活用するなど、連携による効率的な整備を実施 Q, R 必要に応じて 関東地区・県・市町村・水資源機構</p> <p>(6) 要配慮者施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施</p> <p>13 国等が他県のモデル施設で作成する避難確保計画に関する知見について共有 AC H30年度 関東地区・県・市町村</p> <p>14 対象となる全ての要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練の実施を目指す AC H30年度 関東地区・県・市町村</p> <p>(7) 想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域の作成と周知</p> <p>15 想定最大規模降雨による浸水想定区域図の作成・公表 A, V H30年度 県</p> <p>16 地点別浸水シミュレーション検索システムへの登録 L, M, P H30年度 県</p> <p>(8) 水害ハザードマップの改良、更新、活用</p> <p>17 水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する優良事例の共有 A, B H30年度 市町村</p> <p>18 想定最大規模降雨による浸水想定区域図が作成された場合には、速やかに水害ハザードマップを作成・公表 A H30年度 市町村</p> <p>19 水害ハザードマップの国土交通省ハザードマップポータルサイトへの登録 A, B 引き続き実施 市町村</p> <p>20 水害ハザードマップを活用した訓練の実施 B 引き続き実施 市町村</p> <p>(9) 浸水実績等の周知</p> <p>21 各機関が既に保有する浸水実績を共有し、市町村において速やかに住民等に周知 B, D H30年度 関東地区・県・市町村・水資源機構</p> <p>22 浸るごまごまハザードマップの整備・拡充 C 引き続き実施 市町村</p> <p>(10) 防災教育の促進</p> <p>23 国の指導により作成した指導計画を、全ての学校に共有 B, F, X H30年度 関東地区・県・市町村</p> <p>24 教職員を対象とした講習会の実施 B, F, X H30年度 協議会全体</p> <p>25 出前講座等を活用した講習会の実施 B, F, X 引き続き実施 協議会全体</p> <p>(11) 危機管理型水位計・河川監視用カメラの整備</p> <p>26 危機管理型水位計の整備 O, AG H30年度 県</p> <p>27 河川監視用カメラの拡充 O, AG 引き続き実施 県</p> <p>② 的確な水防活動のための取組</p> <p>(12) 水防指(消防団)への河川水位等に係る情報提供</p> <p>28 水防指(消防団)への河川水位等に係る確実な情報伝達手段の検討 AH 引き続き実施 市町村</p> <p>(13) 重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認</p> <p>29 重要水防箇所の共同点検の実施 AG 引き続き実施 県・市町村</p> <p>30 水防資機材等の配備・確認 AL 引き続き実施 関東地区・県・市町村</p> <p>(14) 水防に関する広域の発表(水防関係者への取組)</p> <p>31 水防委員の募集、自主防災組織、企業等の参加を促すための広域の発表 AI 引き続き実施 市町村</p> <p>(15) 水防訓練の充実</p> <p>32 多様な関係機関や住民等の参加による、実践的な水防訓練を実施 AJ, AN H30年度 市町村</p> <p>(16) 水防関係での連携、協力に関する検討</p> <p>33 大規模災害に際して広域的、効率的な水防活動が実施できるよう関係者の協力内容等について検討、調整 AQ, AK, AL, AM, AN H30年度 市町村</p> <p>(17) 市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報提供の充実</p> <p>34 浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討 AO, AP H30年度 県・市町村</p> <p>(18) 市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実</p> <p>35 浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有し、耐水化や非常用電源等の対策を施設管理者が実施できるよう調整 AO, AP, AQ, AR H30年度 関東地区・県・市町村</p> <p>③ 浸水の水防、排水資機材に関する取組</p> <p>(19) 排水施設、排水資機材に関する情報の共有</p> <p>36 水害リスク情報の共有とともに、現状の施設・機材の情報を共有 AS 引き続き実施 関東地区・県・市町村・水資源機構</p> <p>(20) 浸水被害軽減地区の指定</p> <p>37 洪水リスクの拡大を抑制する効用があると認められる土地に係る情報(地形データや浸水シミュレーション結果)を水防管理者に提供 AT 必要に応じて 関東地区・県</p> <p>38 複数の市町村に係る浸水被害軽減地区の指定については、水防管理者間で指定の予定や課題等を共有し、連携して指定に臨む。 AT 必要に応じて 市町村</p> <p>④ ハード対策の主な取組</p> <p>(21) 河川管理施設の整備等に関する事項</p> <p>39 堤防等河川管理施設の整備 AU 引き続き実施 県</p> <p>(22) 危機管理型ハード対策</p> <p>40 決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫 AV 引き続き実施 県</p> <p>(23) 排水機種の耐水化の検討</p> <p>41 排水機種の耐水化の検討 AW H30年度 県</p>									

